

(第一類 第九号)

第九十六回国会 商工委員会 議録 第十六号

(三三七)

昭和五十七年五月十四日(金曜日)

午前十一時二十九分開議

出席委員

委員長 渡部 恒三君

理事 梶山 静六君

理事 森 清君

理事 後藤 茂君

理事 北側 義一君

理事 天野 公義君

理事 清野 休興君

理事 狩野 明男君

理事 泰道 三八君

理事 中川 秀直君

理事 丹羽 雄哉君

理事 橋口 隆君

理事 林 義郎君

理事 宮下 創平君

理事 上田 哲君

理事 上坂 昇君

理事 城地 豊司君

理事 永井 孝信君

理事 長田 武士君

理事 小林 政子君

理事 小杉 隆君

出席政府委員

通商産業政務次官

通商産業大臣官房長

通商産業省立地公署局長

通商産業省基礎産業局長

通商産業省生活産業局長

資源エネルギー庁長官

小松 国男君

志賀 学君

温君

和男君

神谷 啓一君

小長 啓一君

原田昇左右君

通商産業省立地公署局長

通商産業省基礎産業局長

委員外の出席者

大蔵省主計局主計官

日本電信電話公社建設局長

商工委員会調査室長

柴田 益男君

勝谷 保君

兵藤 廣治君

花木 充夫君

中西 申一君

委員の異動

五月十四日

辞任

亀井 静香君

木部 佳昭君

田原 隆君

城地 豊司君

水田 稔君

石原健太郎君

同日

辞任

狩野 明男君

東家 嘉幸君

丹羽 雄哉君

水間 章君

永井 孝信君

小杉 隆君

同日

辞任

佐藤 誼君

五月十四日

武器その他の軍用機器の輸出等の禁止に関する法律案(渡辺貢君外二名提出、衆法第一九号)

大企業者等の小売業の事業活動の規制に関する

法律案(小林政子君外二名提出、衆法第二〇号)

訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律案(北側義一君外二名提出、衆法第二三三号)

四月二十八日

旅館業の経営安定のため大企業のホテル等について中小企業分野調整法による規制の適正化等に関する請願(阿部文男君紹介)(第二六五九号)

同(戸沢政方君紹介)(第二六六〇号)

同(丹羽兵助君紹介)(第二六六一号)

同(森清君紹介)(第二六六二号)

同(山下徳夫君紹介)(第二六六三号)

同(江崎眞澄君紹介)(第二六九〇号)

同(渡辺省一君紹介)(第二六九一号)

同(外一件)(長野祐也君紹介)(第二七一四号)

同(竹内黎一君紹介)(第二七三九号)

同(登坂重次郎君紹介)(第二七四〇号)

同(三池信君紹介)(第二七四一号)

同(瓦力君紹介)(第二七七六号)

同(山中貞則君紹介)(第二七七七号)

化学産業政策確立に関する請願(湯山勇君紹介)(第二七七八号)

五月七日

旅館業の経営安定のため大企業のホテル等について中小企業分野調整法による規制の適正化等に関する請願(小此木彦三郎君紹介)(第二八二三号)

同(中野四郎君紹介)(第二八二四号)

同(橋本龍太郎君紹介)(第二八二五号)

同(金丸信君紹介)(第二八二五号)

同(稻村佐近四郎君紹介)(第二八七五号)

同(小里貞利君紹介)(第二八七六号)

同(武藤嘉文君紹介)(第二八七七号)

同(金子一平君紹介)(第二九一五号)

同(佐藤文生君紹介)(第二九一六号)

化学産業政策確立に関する請願(横路孝弘君紹介)(第二九一七号)

同(小林恒人君紹介)(第二八七九号)

同(外一件)(山本政弘君紹介)(第二八八〇号)

同(伊賀定盛君紹介)(第二九四〇号)

同(森井忠長君紹介)(第二九四二号)

景気浮揚対策に関する請願(林百郎君紹介)(第二九一七号)

同月十日

旅館業の経営安定のため大企業のホテル等について中小企業分野調整法による規制の適正化等に関する請願(竹下登君紹介)(第二九八三三号)

同(外六件)(地崎宇三郎君紹介)(第三〇三三九号)

同(秋田大助君紹介)(第三一〇〇号)

日本航空機製造株式会社(の廃止及び業務の民間移管方針撤回等)に関する請願(井岡大治君紹介)(第二九八四号)

同(矢山有作君紹介)(第二九八五号)

同(外一件)(吉原米治君紹介)(第二九八六号)

同(下平正一君紹介)(第三〇四〇号)

同(福岡義登君紹介)(第三〇四一号)

同月十一日

旅館業の経営安定のため大企業のホテル等について中小企業分野調整法による規制の適正化等に関する請願(植竹繁雄君紹介)(第三一四〇号)

同(後藤田正晴君紹介)(第三一四一号)

同(福永健司君紹介)(第三一四二号)

日本航空機製造株式会社(の廃止及び業務の民間移管方針撤回等)に関する請願(関晴正君紹介)(第三一三五号)

同月十二日

旅館業の経営安定のため大企業のホテル等について中小企業分野調整法による規制の適正化等

第一類第九号

商工委員会議録第十六号

昭和五十七年五月十四日

第一類第九号

商工委員会議録第十六号

昭和五十七年五月十四日

第一類第九号

商工委員会議録第十六号

昭和五十七年五月十四日

第一類第九号

商工委員会議録第十六号

昭和五十七年五月十四日

第一類第九号

商工委員会議録第十六号

昭和五十七年五月十四日

第一類第九号

商工委員会議録第十六号

昭和五十七年五月十四日

第一類第九号

商工委員会議録第十六号

昭和五十七年五月十四日

第一類第九号

商工委員会議録第十六号

昭和五十七年五月十四日

第一類第九号

商工委員会議録第十六号

昭和五十七年五月十四日

第一類第九号

に關する請願(坂本三十次君紹介)(第三三二一三号)

同(園田直君紹介)(第三三七二一七号)

同(松本十郎君紹介)(第三五〇九号)

同(宮田早苗君紹介)(第三五〇一〇号)

日本航空機製造株式会社の廃止及び業務の民間移管方針撤回等に関する請願(上坂昇君紹介)(第三三七二二七号)

同(中路雅弘君紹介)(第三三七三三三三号)

同(三浦久君紹介)(第三三七四四四号)

同(小林政子君紹介)(第三五一一一〇号)

同(後藤茂君紹介)(第三五一一二二〇号)

同(中村茂君紹介)(第三五一一三三〇号)

同(四ツ谷光子君紹介)(第三五一一四四〇号)

同(渡辺貢君紹介)(第三五一一五五〇号)

木工関連産業等の振興対策に関する請願外一件

(野間友一君紹介)(第三五〇六六〇号)

木工関連産業等の振興に関する請願外一件(野間友一君紹介)(第三五〇七七〇号)

中小企業に対する融資の改善に関する請願

(正森成二君紹介)(第三五〇八八〇号)

同月十三日

大資本小売店舗の進出規制等に関する請願外二

件(松本善明君紹介)(第三六九五五〇号)

旅館業の経営安定のため大企業のホテル等につ

いて中小企業分野調整法による規制の適正化等

に関する請願(天野公義君紹介)(第三六九六六〇号)

同(池田淳君紹介)(第三六九七七〇号)

同(石田博英君紹介)(第三六九八八〇号)

同(石橋一弥君紹介)(第三六九九九〇号)

同(石原慎太郎君紹介)(第三七〇〇〇号)

同(小澤潔君紹介)(第三七〇一一〇号)

同(小淵恵三君紹介)(第三七〇二二〇号)

同(柏谷茂君紹介)(第三七〇三三〇号)

同(久保田円次君紹介)(第三七〇四四〇号)

同(近藤鉄雄君紹介)(第三七〇五五〇号)

同(白川勝彦君紹介)(第三七〇六六〇号)

同(白瀧仁吉君紹介)(第三七〇七七〇号)

同(築谷誠君紹介)(第三七〇七八〇号)

同(田中伊三次君紹介)(第三七〇九九〇号)

同(高島修君紹介)(第三七一〇〇号)

同(谷垣專一君紹介)(第三七一〇一〇号)

同(外二件)(近岡理一郎君紹介)(第三七一二二〇号)

同(中村正三郎君紹介)(第三七一三三〇号)

同(長谷川四郎君紹介)(第三七一四四〇号)

同(林大幹君紹介)(第三七一五五〇号)

同(福田越夫君紹介)(第三七一六六〇号)

同(藤尾正行君紹介)(第三七一七七〇号)

同(水野清君紹介)(第三七一七八〇号)

同(村山達雄君紹介)(第三七一八九〇号)

同(毛利松平君紹介)(第三七二〇〇号)

同(山村新治郎君紹介)(第三七二一一〇号)

同(渡辺三三君紹介)(第三七二二二〇号)

同(渡辺秀央君紹介)(第三七二三三〇号)

日本航空機製造株式会社の廃止及び業務の民間移管方針撤回等に関する請願(上坂昇君紹介)(第三七二四四〇号)

同(小林政子君紹介)(第三七二五五〇号)

同(渡辺貢君紹介)(第三七二六六〇号)

は本委員会に付託された。

五月十日

大型店の出店規制強化に関する陳情書外一件

(関東一都九県議会議長会常任幹事東京都議会議長菅沼元治外十七名)(第二〇八八〇号)

中小・小規模企業の経営危機打開に関する陳情書外八件(東大阪市議会議長加茂健三外八名)(第二〇九〇号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

深海底鉱業暫定措置法案起草の件

通商産業の基本施策に関する件

経済の計画及び総合調整に関する件

私的独占の禁止及び公正取引に関する件

○渡部委員長 これより会議を開きます。

通商産業の基本施策に関する件について調査を進めます。

深海底鉱業暫定措置法案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、先日来の理事会等におきまして、委員長において作成いたしました起草案について御協議を願ひ、本日、お手元に配付いたしてありますとの起案がございましたので、その趣旨及び内容について、委員長から御説明を申し上げます。

深海底鉱物資源の探査、開発の問題は、新しい海洋秩序を確立するための第三次国連海洋法会議において、最後に残された重要な検討項目となっております。

わが国は、深海底鉱物資源は人類共同の財産とする国連総会の決議を尊重する立場でこれに対処してまいりましたが、先進諸国と開発途上諸国との間の交渉が難航をきわめていたのであります。

しかしながら、会議の最終段階に至り事態は急転し、米同等の反対はありましたが、事実上の国際的合意が成立することになったのであります。

この結果、本年中に予定されているカラカスにおける条約採択総会において、新しい海洋法条約が正式に採択される見通しとなりましたが、重要なことは、深海底鉱物資源の開発についての先進諸国の鉱区の申請が、条約採択の日までに自国政府に提出されていなければ、鉱区が重複した場合の国際的調整において著しく不利に扱われる内容の先行投資保護に関する決議が同時に確定されることとなります。

これにつきまして、米、英、西独、フランス、ソ連などの先進諸国は、すでに深海底開発に関する国内法令を制定し、着々と開発体制の整備を進めており、近く鉱区調整の予備的交渉が始められる事態も予想されているのであります。

ニッケル、コバルト等を含む深海底のマンガング塊は、貴重な希少鉱物資源でありまして、資源小国であるわが国が、これをみずから手を開発することは、国民経済の発展と国民生活の向上には

かり知れない利益をもたらすものであります。政府も、この点に着目し、かねてから深海底鉱物資源の賦存状況調査並びにその採掘技術の研究開発を進めており、今日、世界的にも最新鋭の技術水準で探査活動を行う段階に達しております。

このような情勢において、各国から鉱区が申請された場合、有望海域は限られておりますので、鉱区が重複する可能性はきわめて高いと言われております。

その場合、主要諸国のうちわが国だけが国内法を持っていないために、はなはだしく利益を損なうおそれが生じているのであり、早急に国内法を整備して、各国と同等の立場で国際的調整に対応することが必要であります。

本案は、かかる観点から、利益を損なうことのないよう、立法院の責務を全うするため、急遽各党間の協議を尽くし、海洋法条約がわが国において効力を生ずるまでの暫定措置として、深海底鉱業の事業活動を調整する等の措置を講ずるため提案することとした次第であります。

次に、本案の主な内容について御説明いたします。

第一は、総則において、本案は、海洋法条約がわが国において効力を生ずるまでの暫定措置であること、深海底をわが国の主権または管轄権のもとに置くこととするものではなく、公海を自由に行使する他国の利益を害するものでもないことを明確にしてあります。

第二は、開発の対象としている深海底鉱物資源を銅、マンガング、ニッケルまたはコバルトのうちの一種または二種以上の鉱物を含む塊状の鉱石としてあります。

第三は、深海底鉱業を行おうとする者は、探査または採掘を行う区域を定めて、通商産業大臣の許可を受けなければならないこととしてあります。

許可の要件は、申請した区域が他人の区域と重複しないこと、事業を適確に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力があること等、合理的かつ円滑な開発が行われるために一定の基準を設

けております。

第四は、深海底鉱業者が事業を実施する場合の遵守事項でありまして、許可を受けた日から六カ月以内に事業に着手しなければならないこと、引き続き六カ月以上事業を休止してはならないこと、認可を受けた施業案によらないで事業を行ってはならないこと等を定めております。

第五は、通商産業大臣は、外務大臣と協議の上、深海底鉱物資源の開発事業を行う国を、深海底鉱業国として指定することができることとし、指定した深海底鉱業国における申請とわが国申請人との間の申請区域の重複の有無を確認し、重複する場合、その範囲及び重複を解消するための調整に必要な事項等を申請人に通知しなければならないこと等を定めております。

第六は、この法律に規定している事項について、条約に別段の定めがあるときは、条約が優先することを定めております。

以上のほか、許可の取り消し、損害の賠償、鉱山保安法の適用、適用除外、罰則等につきまして所要の規定を整備しております。

以上が、本起草案の趣旨及び内容であります。

深海底鉱業暫定措置法案

(本号末尾に掲載)

○渡部委員長 お諮りいたします。

お手元に配付いたしております深海底鉱業暫定措置法案の草案を本委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案といたしたいと存じます。これに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○渡部委員長 起立総員。よって、本案は委員会提出の法律案とすることに決定いたしました。

なお、ただいま決定いたしました本案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡部委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

この際、委員長より、理事会の協議に基づき政府に対し、次の点について要望しておきたいと存じます。

要望事項

政府は、本法の運用にあたり、立法の経緯及びその趣旨に照らし、新海洋秩序に関する国際的合意をふまえ、公正な国際経済の発展に資するよう努めるとともに、関係省庁間の密接な連携を図り、深海底鉱業における事業の展開が的確かつ円滑に行われるよう万遺憾なきを期すること。

以上であります。

この際、政府から発言を求められておりますので、これを許します。原田通商産業政務次官。

○原田(昇)政府委員 ただいま御要望いただきました点につきましては、その趣旨を十分尊重し、万全を期する所存であります。(拍手)

○渡部委員長 次に、通商産業の基本施策に関する件、経済の計画及び総合調整に関する件並びに私的独占の禁止及び公正取引に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。渡辺三郎君。

○渡辺(三)委員 私は、大分県の鶴崎製紙の問題について質問を申し上げたいと思っておりますが、質問の時間がきわめて短時間でございますから、端的に問題点を拾いながら御質問を申し上げます。そういう立場でひとつ通産側の考え方を答えたいかと思っております。

鶴崎製紙につきましては、五十一年の十一月に会社更生法適用申請以後、再建に向かって関係者の真剣な努力がいままで行われてまいりました。特に、これに関係する労働組合、さらにはまた大分市、大分県、そして地元経済界が再建のため

の協議会を設置して、いま申し上げましたそれらが一体になって管財人候補の擁立あるいは紙・パルプ関連業界への支援の要請、さらに裁判所への陳情、こういった活動を真剣に展開してまいったことは、通産省としてもすでに御案内のとおりであります。このような地元の熱意は、再建が今日非常に厳しい情勢になって現段階において、全く変わりなく進められているというふうにも、全く変わりなく進められているというふうにも、私は認識をいたしておるわけであります。これらの地元の再建の努力に対して、通産省としての基本的な見解を最初に承りたいと存じます。

し上げるまでもございません。ただ、この倒産の本質あるいは経過の中で、特に指摘をしなければならぬのは、広島にございまして、この大竹紙業、これが倒産をしたことに関連をして子会社である鶴崎製紙が倒産をした、このような事情にあるわけであります。したがって、私どもとしては、先ほど来通産側もおっしゃっておるような、地元の関係者が相協力し合って再建に努力をしてきたという過程の中で、いやくも親会社だけが再建をされて、そして関連をして倒産した鶴崎製紙が切つて捨てられるというようなことは社会的にも許せない。同時にまた、ここに働いている従業員の問題を考えればなおさらでございます。また大分市としてもこれは誘致企業

○志賀政府委員 お答え申し上げます。

第一号の会社であります。そういうふうな点からいろいろ考えてまいりますと、倒産をして、それに関連して倒産させられてしまった、このような性格から考えますと、親会社である大竹紙業だけが再建をされて、その結果子会社が切つて捨てられるというふうな状況であれば、これは産業のあり方、秩序、こういう点からいっても大変な問題を将来に残すことになるのではないかと、これが関係者の一致した見解であり、私どももそう思うわけであります。

○志賀政府委員 お答え申し上げます。

そういうふうな点から経過をずっと見てまいりますと、昨年の九月にこの大竹紙業については更生手続開始決定がなされました。そして先ほど局長から御答弁がありましたように、この子会社である鶴崎製紙については広島地裁において却下をされてしまった。結果的にはそうなるわけであって、これは今後には非常に大きな問題を残すのではないかと、こういうふうな思っているわけであり

今後の問題といたしまして、これは広島高裁の判断が前提になるわけでございますけれども、私どももいたしましては、引き続き地元の方々の御努力に対して側面からできるだけの御協力を申し上げたいというふうに思っております。

そこで、これらの地元の熱心な努力にもかかわらず、三月の十五日でありますけれども、結局広島地裁が会社更生法適用申請を棄却してしまつた。それで労働組合としては三月の二十三日に即時抗告を行つて、現在は広島高裁の判断にかんの段階に移つていっているというふうに考えるわけであり

(委員長退席、森清委員長代理着席)

○渡辺(三)委員 この再建問題の経過については、非常に長い期間を要しておりますから、その間にいろいろな紆余曲折を経たことはいまさら申

うわけです。

○志賀政府委員 お答えいたします。

鶴崎製紙が再建に向かうという場合に、確かに資金問題というのが一つの大きなポイントでございます。それで、先生御案内のように、鶴崎製紙の工場財団の被担保債権の大部分は大竹紙業関連の債権でございますし、そのかなりの部分は日立造船の債権でございます。したがって、空き担保の利用にいたしましたとしても、いざにいたしても、大口債権者である日立造船の協力というのが一つのポイントになってくるだろうというふうな私どもも思っております。そういう観点から、私どももいたしまして、従来から日立造船に対しましていろいろ話をしてきたところでございます。

それで、日立造船の考え方といたしましては、更生開始決定があり、正式の管財人が決まり、正式の管財人からお話がいった段階において、日立造船としても検討したいという気持ちを持っており、というふうな私どもも承知しております。私どももいたしまして、そういう段階になりました際に、日立造船に対しましていろいろ助言をしてまいりたいというふうに思っております。

○渡辺(三)委員 非常に長期間かかると、しかも、広島地裁が三月にこれを却下したというふうな事情、なぜそうなったんだろかということと、いろいろ経過をお聞きしながら考えてまいりたい。いまの担保の解除、あるいは資金、この問題が非常に大きなウェートを占めておること、これは、先ほど申し上げたとおりであります。

それで、更生開始が決定される、あるいはいまもう高裁の段階に入っておりますけれども、高裁が仮にそういう決定をしたという場合には、日立もそれらの事情を十分に勘案しながらこれに協力体制がとれるだろう、また、そうなるように、通産側としても行政面からいろいろな支援、協力をやってみよう、この考えはわかりました。しかし、いわばこれはイタチごっこみたいなものでありまして、結局これについての資金の見通しが

どうもまだあいまいではないか。したがって、再建はなかなかむずかしいんだというふうな判断がどうも地裁の側にあったような気がいたします。

あるいは、大橋さんという新たな有力な管財人候補の方の御意見は別といたしまして、いままでも実際にその立場に立つてこられた宮田さんなどの考え方では、担保の問題、これに絡む資金手当ての問題がどうもイタチごっこみたいなところで、これが明確に出てくれば再建は可能かもしれない。しかし、裁判所による更生開始決定が行われたという前提でなければ、これは話にならぬというふうな形で、どっちが先かというふうなイタチごっこから、どうもこの点がすっきりしないというふうな思われておるのではなからうか、あるいは地裁の判断の根拠の一つもそこにあるのではなからうか、こういうふうな思われ方があります。

そうしてまいりますと、いま局長から御答弁がありまして、今度高裁で更生開始が認められるというふうなことになるというところではなくて、認められるように、日立の担保解除の問題の話し合いが相当鮮明に浮き上がっているかないと、なかなか更生開始決定には至らないんじゃないか。その辺は裁判所の独自の判断でありますから、行政側がどこまで言えるか、やれるかということはおのずから限界がありましよう。私もその点は認識をして、その上で質問を申し上げるわけでありましようけれども、ぜひともそういう判断が高裁でおりるようになるために、通産側としていろいろ知恵を出していただいて、高裁への、別に領域を侵すという意味ではなくて、反映されるようなやり方がないものだろうか、あるいはそのための努力についてどのようにお考えなのかという点を、ちょっともう一回お聞きしておきたいと思ひます。

○志賀政府委員 先生からたゞいまお話がございましたように、現在広島高等裁判所の判断を待つていた状況でございますので、なかなかむずかしい問題でございます。ただ、いざにいたしまして、私どもの気持ちも渡辺先生のお気持ちもそ

れほど違っていないのだろうというふうな思っております。私どもとしても、なお引き続きまして関係方面にいろいろ働きかけをしてまいりたいというふうな思っております。ただ、いざにいたしまして、現在、裁判所が絡んだ問題でございますので、その辺でなかなか限界があるというところは御了承いただきたいというふうに思っております。

○渡辺(三)委員 事態は非常に差し迫っております。もう一つ早い時期に高裁の判断がおりるのではないかと、ある意味では、いい方に行けばいいのでありますけれども、悪い方に行けばどうなるかというふうな心配を絶えず持ちながら今日まで来たわけですが、幸いきょうの時点でまだ悪い判断が下つたわけではございません。しかし、いざにいたしても、事態はきわめて緊迫していると思ひます。ですから、いままでも御努力はいただいたわけでありましようけれども、通産としても、さらに一層迅速に、少しでも通産の持つておられるような熱意が高裁に反映されるように、それから繰り返すことになりましようけれども、いままでも異例とも言えるほど地元が終るのみで、何としてもこの再建は図らなければいかぬというふうな立場で来られた、これが実るようにはひとつ万全の努力をしていただきたい、こういうふうな重ねて強く要請を申し上げたいと思ひます。

時間の関係もございまして、紙・パルプ産業全体がいま大変な不況の時期にあるわけでありましようけれども、通産としては、当面これらに対する抜本的な、政策的などのような中期の展望を持つておられるかという点については触れて、素材産業全体について政策的にもう少し思い切つた前向きの方針を打ち出そうという意味では、次の通常国会あたりをめどにしながらいろいろ努力を続けられておることには承知をいたしておりますけれども、現実には起きている倒産問題、しかもこれに向けて異常とも言えるような各

界挙げての協力体制、こういうことが不幸にして画餅に帰すということになれば、せっかくのそういった諸施策というものが生きてこないわけでありまして、このような再建の熱意に燃えた地元の結果が十分に生かされるように、繰り返すようでありましようけれども、通産側でも一層の御努力を強くお願いしたいという点を結びたいと思ひます。時間もありませんから、私はきょうはこれだけに質問をとどめたいと思ひます。その点についてもう一度考え方を聞きまして終わりたいと思ひます。

○原田(昇)政府委員 たゞいまのお話、まことにごもつともございまして、御承知のように、紙・パルプの構造不況というのは大変深刻でございます。私どももこの対策に苦慮しておるわけでございます。鶴崎製紙の再建問題について、地元が一丸となって再建に向けて大変努力しておられる点については大いに評価をし、またその地元の期待におこたえをしなければならぬという気持ち、われわれとしても十分持つておりますが、何分高裁の判断待ちということでもございまして、われわれとしても万全の協力体制をしくことにやぶさかでないということをお申し上げておきます。

○渡辺(三)委員 終わります。

○森(清)委員長代理 上坂昇君。

○上坂委員 私は、官公需適格組合に関する問題について質問をいたしたいと思います。

中小企業庁にお伺いしますが、日本の企業群全体の中で中小企業というのはどんな位置を占めているのか、どのぐらいあるものか、通産省でつかんでいるものを説明していただきたいのです。

○原田(昇)政府委員 たゞいまの御質問を正確に理解したかどうか、大変恐縮でございますが、官公需の関係について、製造業等についての中小企業の定義はどうかということでございますか。

○上坂委員 官公需ということにとらわれないで、わが国の中小企業が企業全体の中でどういう位置を占めて、またどのぐらいあるものか、パーセンテージで結構ですから御説明願ひたい。

○原田(昇)政府委員 それでは、政府委員にお答えさせます。

○勝谷政府委員 中小企業は五百八十万余の企業数でございまして、企業数では九九・八%前後ではないかと考えますし、従業員におきましては八〇%を占めておると考えます。なお、中小企業の家族まで含めると、中小企業関係の人口がわが国の人口に占めます比率は、私どもは六六%ぐらいだという計算をいたしておりますので、国民生活、日本経済のマジョリティーを形成しているというように考えております。

○上坂委員 中小企業のかみ方なんですけれども、基本法によりまして、資本金が一億円以下で従業員が三百人以下、こうなっておるわけですね。それから小売、サービス業の場合には、御承知のように資本金が一千万円以下で従業員が五十人以下、こうなっております。ところが、統計ではこういうかみ方ができていないわけですね。大体一人から二百九十九人までは幾らであるとか、あるいは小売業だとすれば一人から五十人未満です。四十九人まではどのぐらいのパーセントと、こういうふうなつかみ方になっておるわけです。

そこで、問題なのは、官公需を出す場合、資本金が八億あっても従業員が二百人だと中小企業になつてしまふ。それから五千万円でも三百人いれば大企業に入つてしまふ。こういうかつかうになつてきますから、統計のとり方によつては、非常に資本力が強くて大変力を持つている企業だとわれわれが思つても、その企業は従業員が非常に少ないので、中小企業の部類に入つてしまつて大企業に入つてない。したがって、官公需を出す場合も、そういうところに集中的に出されまふと、業種によつては、資本金が非常に多くて力の強い企業に対して仕事が集まるといふ、こういう結果になつてしまふのじゃないかと思うのです。そここのところのかみ方が官公需の場合にはどうなつてゐるのかということを御説明いただきたいのです。

○勝谷政府委員 先生の、官公需の際の中小企業向けのある程度の規模別の発注状況等々つかんでいかうかという御質問でございしますが、まことに申すわけがございませんが、私も、現時点では官公需総額に占めます中小企業向けの発注実績を中心にしてデータを把握いたした、この比率を高めることを鋭意政策として遂行いたしてゐるところでございまして、特に小規模企業にだけ与えてゐるかという点ににつきましては、残念ながら国、地方公共団体の両面で把握をしていないのが実情でございします。

ただ、個別の問題として、ABCDEまで分けて、発注金額ごとに対象の中小企業者をしぼるとか、そういうようなことは具体的な政策としてはいたしてありますが、先生いま御指摘のデータとしてつかんでゐるかという点につきましては、残念でございしますが、そのような実態にないことをお断り申し上げたいと思ひます。

○上坂委員 昭和五十五年の中小企業向けの実績というのは三兆四千四百七十六億、三六・三%の比率を占めてゐる、こういうふうな言われておるのではありませんか、こういうふうな言われておるわけでは、いま私が言つたようなつかみ方をしなないと、この中でどのくらいいふゆる本当の零細小企業、小規模企業あるいは本当に常識的に中小企業と言われるところへこの発注が行われてゐるかというところをつかまないと、官公需の制度ができてからもう十五年になるわけですね、四十二年です。十五年たつてその点がつかまれない、四十二年というところになると、これはまさに仏つて魂入れずという結果になつてしまふと思ひます。

そこで、いま私がこう言つても、資料がないのに出せ出せと言つたつて出せるはずがないのだから、だからこれからはそうした統計のとり方というものに努力をして、これを早急に確立をしていくということではなければならぬと思ひます。こ

れをやる御意思があるかどうか、ひとつお答えをいただきたいのです。

○勝谷政府委員 きめの細かい中小企業施策を展開する必要は先生御指摘のとおりで、私も同じ認識を持ちます。ただ、膨大な発注量の一つ一つをそういうふうな区分ごとに整理をして出すということが果たして可能かどうか。そのために必要な経費、人員等を考えますときに、とりあえず私どものいまの政策は、個別の国、地方公共団体ごとの発注をできるだけ中小企業分野に引き寄せるということ。そして実際のやり方では、数字としては出ていないけれども、なるべく小さいところにも均てんするような努力ということをしてゐておるわけで、数字をそろえることはもちろん重要でございしますが、まず、その前段階でございします中小企業分野の確保をできるだけ拡大するという方向で精いっぱい努力をさせていたいただきたいというふうな気がいたすわけでございします。

人員の面も予算の面も見てやるから大いにやれということ、私も各省にいまこの時点で言うだけの確信がございしませんので、先生の先ほどの御意見は十分私も共通の認識として持たせていただきます。中長期的な問題として検討させていただきます。

○上坂委員 各省たくさんありますからね。いろいろ仕事が増えつてゐるから、全部統計しますと出すというわけにいかない。さしあたりこれはとしようところを、一省か二省選んで、そしてその動向というものをつかんでいくという形になれば、官庁というものはそんなに違わないものだから、そういうような方向というのは、それで私は大ざっぱにはつかめるところであります。そこで通産省としては方針を出して、そしてこういうふうな形を見習いなさいという指導をしていくということが必要だろふと思ひます。これはやはり一つか二つ早急に実施をしていくという方向でひとつ検討していただきたいと思ひますが、いかがですか。

○勝谷政府委員 実は、随より始めよ、通産省

におきまして、通産省の会計課と私どもの担当の課の間で、この問題については、この時点で先生に言われてからということではございせん、前々から検討をしてゐるところでございします。会計担当実務の定員の問題等々種々検討いたしまして、最近での会計課の残業の問題その他も全部検討いたしまして、私どもとしては、直ちにやってみせまふということが言えないという点を、残念でございしますが、ここで断り申し上げたいと思ひます。よろしくお願ひしたいと思います。

○上坂委員 いまの点努力をしてみようようにして、そこで、官公需の場合特に必要なのは、適格組合の問題がありますが、その前に、先ほど長官が言いましたABCのランクに分けてゐるというのがありましたね。その統計が出てきたら、後で結構ですから、どこでも、一つでも二つでもいいですから、資料をひとつ私のところへ届けてください。

そこで、適格組合の問題なんです、御承知のように、適格組合をつくる前に事業協同組合を実際はつくるわけですね。きょう「月刊中小企業」が配付になりましたが、ここにもちゃんと中小企業庁の指導部組織課の上野君が書いてゐる。「中小企業経営の合理化や、取引条件の改善など事業活動における社会的・経済的不利の是正を効率的に解決する手段として、組合を活用」こうなつてゐるわけですね。そして共同化を図つたり何かするということに出てゐるわけですね。このぐらゐ一生懸命進めてゐるわけでありまふから、私は、協同組合をつくらせよということを中心中小企業庁の方は非常に理解を持つておるし、一生懸命やつておられる、これもよくわかる。ところが、各省に行きますとなかなかそうはいかない。事業協同組合というのはいくらなんでも知らないような担当官がいつぱいゐるのです。これを一々説明するのには、私のところへ呼んで説明しなければならぬ。こつちもよくわからないから、なかなかむずかしいとなつてしまふ。

ところで、そういう状況がありまして、担当者

がきちんと把握していないと、実際に中小企業の協同組合をつくって、そしてせっかく官公需の適格資格制度をとって持っていないも、これはだめだ、こうなってしまう。これは御承知のように、ビル管法ができて、そしてビルのサービスの人たちの間になかなか問題があつて、法律ができて一年かかってまだきつといていないという問題があるわけですね。こういうことではだめなので、各機関の認識を本当に徹底してもらわなければならないと思うわけでありまして。その点についての状況をひとつ説明していただくようお願いをいたします。

○勝谷政府委員 先生のただいまの御指摘の点につきましては、私も重要な問題として認識をいたしております。地方の推進協議会では、この適格組合をよく利用するようにという問題点は常に取り上げております。したがって、PRを十分にいたすということが第一でございますが、PRをいたしたとしても、この適格組合自体が適格組合としての内容を整備しておく必要があるわけでございますので、適格組合が官公需を受注するに当たっての十分な対応策をとるための研修といひますか、そういうものにつきましたは、組合の中央会を通じて研修等々を実施いたしておるわけでございます。そのための予算等もいささか計上させていただいておるわけでございます。

○上坂委員 これから十分努力をして、適格組合になるべくいろいろな官公需の仕事をする。特にみんな中小企業というより零細企業の人が多いのですから、これを十分活用するようにお願いをしたいと思います。

ところで、昨年の五月二十八日に衆議院の決算委員会、わが党の小川国彦君が取り上げました、千葉県通信工事協同組合の問題について、質問をしてみたいと思うのです。

実は、下請企業というのは、私たちがあつちこつち調査をするわけですが、本当のことを言うと、名前を出してもらいたくないわけなんです。

実態があつても、ここに実態を出せないわけですね。はつきりと名前を出せないから、質問でもどうしても皆抽象的になってしまうのです。ところが、幸いに、小川君の取り上げた問題については、たくさんあちこちに発表されているわけでありまして。もちろん、いま言ったように、決算委員会の議事録があります。それから「近代中小企業」、これは五十七年の三月号であります。ここでも非常に長く何ページかにわたって取り上げられている。それから週刊新潮であるとか週刊現代でも出てくるわけですね。おかしいじゃないか電電公社は、という形で出てくるわけですね。それから参議院の秦豊君が質問主意書を出して、これに政府が答えているという形で、非常にボビュラーになっているわけですね。

ですから、私は遠慮なくこの問題を取り上げさせてもらいたいと思うのですが、この組合は、昭和五十四年の三月に適格組合の証明を取得して、そしてできることならば、電電公社のいわゆる下請、第一次下請ですね、そこへ入りたい、こう出したわけでありまして。ところが、これは書類を受け付けられない、みんな突っ返されてしまった。突っ返す理由というのは、幾らでも理由はつけられるわけだから、私は突っ返した理由を言ってもらえれば、こつちは納得する、せざるを得ないかもしれない。しかし、問題はそういうところにあるのじゃないかと、そうした組合は、さつき言ったように、中小零細企業として育てていかなければならぬというものであるから、少しぐらいの書類の不備があろうと、あるいは問題が少し残つていようと、そこそこは指導してきちんとした書類を出せるか、あるいは受け付けて、足りないところを指導していくという精神がなければ、いつまでたつても中小企業は食い込むことはできない、参入できないわけでありまして。

ところが、電電公社は絶対に参入させないのです。第一の元請七十一社以外は、通信工事は一切参加させない。かたくなにそれを二十年、三十年にわたって守つてきているというのが実態

なんです。実を言うと。そのことについては、決算委員会でもきちんと指摘されているわけでありまして。ですから、いろいろな資料を見ても、それがとてもそういうことが常識的に考えられる。そこで問題なのは、なぜ千葉のいわゆる通信工事協同組合を入れないのかということ、このことについて一点答弁をいただきたいと思うのです。もう一つは、これに類するような事例がいままであったかどうかということ。このことについて、きょうせつかく電電公社から来ていたたいおりますから、公社の方からひとつ直接承りたいと思うのです。

○花本説明員 お答え申し上げます。

電氣通信設備の工事というものはそれなりの特徴がありますが、公社は、工事の参加を御希望になる場合におきましては、官公需適格組合であろうとも、あるいは一般の企業でありましようとも、在来から認定された業者でありましようとも、二年に一回の割合で審査をやっております。五十五年に千葉県の通信工事協同組合からの申請がありましかつても、申請書の内容に不備がありましかつても、結局申請期限まで間に合わない、結果的には認定業者になれなかつたということでございます。

なお、参考までに申し上げますが、今年度がちょうど申請を受けて審査する時期でございます。このたびは、前からもそうでございますが、組合だからといって特にだめだということはないとおぼしめし、どのような会社でも、有資格の会社があれば、私どもはそれを断る気持ちは全然ございません。

○上坂委員 もう一つ、いままであつたかどうか。

○花本説明員 従来そのようなことはございませんでした。

○上坂委員 大体答えはそう言うだろうと思つていたんです。大体答えはわかるのです。これは問答集じゃないけれども、先にわかつてしまふのですけれども、いままで一回も実際はそうした例がないわけですね。この制度ができてから二十数年になるわけでしょう。出ないわけですね。出せないような状況があるんじゃないですか、どうなんですか。

それからもう一つは、この千葉の組合の場合も、とにかく五十五年に出た。あと一年、ことはもう二年目に入つてしまつたのですが、あと二年ぐらいたつうちに、受け付けないでなければ、これは何とも方法がない。しかもそういうことをやつた下請企業組合というのは、いわゆる元請の七十一社に大体つながつていまして。みんなつながつていまして集まつたわけですね。そうすると、そのつながつたのを元請から圧力をかけて、それで君のところに仕事をやらなさいと言われましよう、これはだめなんですね。私などずっと全国あちこち歩いたが、下請と元請との関係によるものは全部そうなんです。これは自動車産業と言わず何と言わずみんなそうなんだ。トヨタだつて日産だつて、ちよつと文句を言えばすぐ出入り禁止になつてしまふくらいやかし。そういうかつこうになるのじゃないかというふうに思うのですが、いかがですか。

○花本説明員 お答えいたします。

先生御指摘のように、一般の会社の場合でも系列化ということが進んでおるようには思ひます。公社の場合も、私ども直接下請を指導する立場にはございませぬが、やはり系列化が進んでおると伺つております。そういう意味において先生御指摘のとおりだろうと思つております。

○上坂委員 そこで、またお伺いしますが、この元請というのは認定業者と言われておるわけですね。そして認定業者に対するいろいろな基準などというものを検討したりなんかして、最近少し直したりあるいは改正をするというのですか、そういう形でやつておるらしいんだけれども、しかし実際問題としては、七十一社以外にふえもしなければ減りもしないという状況でここ数年来ておるわけでありまして。しかも小川君の指摘によると、上位大手の十社で役員が百五十二名い

で、そのうち官公庁から行っている天下りが、電電公社の方から天下っていると思うのですが、八十七名もいて、これが五七・二%含まれている。これは私が言うのではなくて、資料が言っているわけですから。五十四年度の発注価格は五千七百五十六億円で、そのうち十社で三千三百三十七億円、六〇%を占めている。これも資料が言っているのです、私が言うんじゃないから。大手十社をずつとみてみますと、いま言ったような形が歴然としてあらわれているわけですね。

そこで、認定業者というのは、私の聞いているのでは直接工事には絶対タッチしない、こう聞いているわけですね。大体機械を持ってないんだ、こういうわけですね。これは本当なんでしょうか、どうですか。

○花木説明員 お答えいたします。元請業者は機械器具その他技術者も持っておりまして、私たちの資格審査は技術力ということに非常に重要視してやっております。そのほか、御存じのとおり電信電話事業ないしは電気通信設備工事をやるには、公社が国内においては最大手というよりは、ほかのところではほとんどやっていますし、やらないうようなことから、公社のこういう認定業界が閉鎖的であるという御指摘もさきの国会において指摘されたところではございませうが、ある意味においては、必然的にこのような状態になっているというのが現実の姿でございませう。

○花木説明員 お答えいたします。

元請業者は機械器具その他技術者も持っておりまして、私たちの資格審査は技術力ということに非常に重要視してやっております。そのほか、御存じのとおり電信電話事業ないしは電気通信設備工事をやるには、公社が国内においては最大手というよりは、ほかのところではほとんどやっていますし、やらないうようなことから、公社のこういう認定業界が閉鎖的であるという御指摘もさきの国会において指摘されたところではございませうが、ある意味においては、必然的にこのような状態になっているというのが現実の姿でございませう。

○花木説明員 お答えいたします。

元請業者は機械器具その他技術者も持っておりまして、私たちの資格審査は技術力ということに非常に重要視してやっております。そのほか、御存じのとおり電信電話事業ないしは電気通信設備工事をやるには、公社が国内においては最大手というよりは、ほかのところではほとんどやっていますし、やらないうようなことから、公社のこういう認定業界が閉鎖的であるという御指摘もさきの国会において指摘されたところではございませうが、ある意味においては、必然的にこのような状態になっているというのが現実の姿でございませう。

○花木説明員 お答えいたします。

元請業者は機械器具その他技術者も持っておりまして、私たちの資格審査は技術力ということに非常に重要視してやっております。そのほか、御存じのとおり電信電話事業ないしは電気通信設備工事をやるには、公社が国内においては最大手というよりは、ほかのところではほとんどやっていますし、やらないうようなことから、公社のこういう認定業界が閉鎖的であるという御指摘もさきの国会において指摘されたところではございませうが、ある意味においては、必然的にこのような状態になっているというのが現実の姿でございませう。

○花木説明員 お答えいたします。

元請業者は機械器具その他技術者も持っておりまして、私たちの資格審査は技術力ということに非常に重要視してやっております。そのほか、御存じのとおり電信電話事業ないしは電気通信設備工事をやるには、公社が国内においては最大手というよりは、ほかのところではほとんどやっていますし、やらないうようなことから、公社のこういう認定業界が閉鎖的であるという御指摘もさきの国会において指摘されたところではございませうが、ある意味においては、必然的にこのような状態になっているというのが現実の姿でございませう。

○花木説明員 お答えいたします。

元請業者は機械器具その他技術者も持っておりまして、私たちの資格審査は技術力ということに非常に重要視してやっております。そのほか、御存じのとおり電信電話事業ないしは電気通信設備工事をやるには、公社が国内においては最大手というよりは、ほかのところではほとんどやっていますし、やらないうようなことから、公社のこういう認定業界が閉鎖的であるという御指摘もさきの国会において指摘されたところではございませうが、ある意味においては、必然的にこのような状態になっているというのが現実の姿でございませう。

請の持っている機械もつとりつばな、もつと優秀な、もつと多量にその機械器具を持っている会社がありますか。

○花木説明員 私ども、下請の方にしましては特段調査していませんので、したがいまして、元請より多く持っているかあるいは持っているか、これについてはつきりとお答えすることはできません。

○上坂委員 私は、千葉の通信工事協同組合だけでなく、いまから八年前ばかり前に私の知っている友人が、おたくの元請の下請をやっていたわけですね。そこは、実を言うと、ほかにちよつと手を出したものだからつづれちやつたんだけれども、そのときもよく事情は聞いていたんだけれども、実を言うと、私のところがほとんど仕事をしないで、元請会社というのは監督者をよこすだけなんです。あとは、小川君も指摘しているのが、プレハブを持つていただけた。プレハブというのは監督者が行つて座つていてところだと思つたけれども、それしかないのです。実は私たちがほとんど全部仕事をやるのです、けれども元請には絶対入れないのだ、こういうふうには聞いていたのです。この千葉の問題でも大体そういうふうな聞いていたわけですね。そのことが一つです。いまこれはそうじゃないんだというお答えのようですが、はつきりそう言えるのかどうかというところが第一点。

○花木説明員 私ども、下請の方にしましては特段調査していませんので、したがいまして、元請より多く持っているかあるいは持っているか、これについてはつきりとお答えすることはできません。

○花木説明員 お答えいたします。

元請業者は機械器具その他技術者も持っておりまして、私たちの資格審査は技術力ということに非常に重要視してやっております。そのほか、御存じのとおり電信電話事業ないしは電気通信設備工事をやるには、公社が国内においては最大手というよりは、ほかのところではほとんどやっていますし、やらないうようなことから、公社のこういう認定業界が閉鎖的であるという御指摘もさきの国会において指摘されたところではございませうが、ある意味においては、必然的にこのような状態になっているというのが現実の姿でございませう。

○花木説明員 お答えいたします。

元請業者は機械器具その他技術者も持っておりまして、私たちの資格審査は技術力ということに非常に重要視してやっております。そのほか、御存じのとおり電信電話事業ないしは電気通信設備工事をやるには、公社が国内においては最大手というよりは、ほかのところではほとんどやっていますし、やらないうようなことから、公社のこういう認定業界が閉鎖的であるという御指摘もさきの国会において指摘されたところではございませうが、ある意味においては、必然的にこのような状態になっているというのが現実の姿でございませう。

○花木説明員 お答えいたします。

元請業者は機械器具その他技術者も持っておりまして、私たちの資格審査は技術力ということに非常に重要視してやっております。そのほか、御存じのとおり電信電話事業ないしは電気通信設備工事をやるには、公社が国内においては最大手というよりは、ほかのところではほとんどやっていますし、やらないうようなことから、公社のこういう認定業界が閉鎖的であるという御指摘もさきの国会において指摘されたところではございませうが、ある意味においては、必然的にこのような状態になっているというのが現実の姿でございませう。

○花木説明員 お答えいたします。

元請業者は機械器具その他技術者も持っておりまして、私たちの資格審査は技術力ということに非常に重要視してやっております。そのほか、御存じのとおり電信電話事業ないしは電気通信設備工事をやるには、公社が国内においては最大手というよりは、ほかのところではほとんどやっていますし、やらないうようなことから、公社のこういう認定業界が閉鎖的であるという御指摘もさきの国会において指摘されたところではございませうが、ある意味においては、必然的にこのような状態になっているというのが現実の姿でございませう。

わけですが、これは事実ですか。また長官に、こういうことを私は聞いていたんだけれども、そういうことを知っているかどうか。これはお二人にお聞きしたいと思ひます。

○花木説明員 お答えいたします。元請、下請間の契約の内容につきましては、基本的に私たちが関与をしないという態度を持つております。すなわち、元請、下請間におきまして、しっかりとした契約を結んでおくこと、あるいは建築法あるいは国等の御指導によりまして下請価格が工事原価に満たないことのないようにというような指導につきましては、発注者として私たちが指導してございまして、発注者として私たちがおつちやいました元請、下請間にどのような細かな契約がなされているかということにつきましては、詳しく存じておりません。

○勝谷政府委員 ただいまの千葉県における下請企業に対するまる抱え的な契約状態というものは、つきましては、報告を受けておりませんで、したの、存じませんでした。

○上坂委員 長官、じゃひとつ。

○勝谷政府委員 ただいまの千葉県における下請企業に対するまる抱え的な契約状態というものは、つきましては、報告を受けておりませんで、したの、存じませんでした。

○勝谷政府委員 ただいまの千葉県における下請企業に対するまる抱え的な契約状態というものは、つきましては、報告を受けておりませんで、したの、存じませんでした。

○上坂委員 そうしますと、下請のことは、もう元請と下請の間に全部任したんだ、こつちは発注すればそれで終わりだという態度になつちやうと思ふ。それでは、サービスをモットーとして、電電公社としては、国民に対する責任として少し不足するものがあるのではないかと感じますが、実を言うとせざるを得ないのです。そこで、実際に国民の生活にとって非常に重要な通信情報業務というものの設備をするわけだから、そのことについて、元請であろうと下請であろうと、元請から特に下請にいはばいばいほどそのところはやはりきちんと把握をするということが大切ではないか。もしそういうことをやらなければ、元請に全部任してしまうというふうになつてしまふから、元請が勝手なことをするような形になつて、結局、実際に仕事をやる零細企業の人たち、あるいは中小企業の人たち、あるいは技術者を非常に尊重しながら一生懸命やっている労働者の人たち、

○勝谷政府委員 ただいまの千葉県における下請企業に対するまる抱え的な契約状態というものは、つきましては、報告を受けておりませんで、したの、存じませんでした。

○勝谷政府委員 ただいまの千葉県における下請企業に対するまる抱え的な契約状態というものは、つきましては、報告を受けておりませんで、したの、存じませんでした。

○勝谷政府委員 ただいまの千葉県における下請企業に対するまる抱え的な契約状態というものは、つきましては、報告を受けておりませんで、したの、存じませんでした。

○勝谷政府委員 ただいまの千葉県における下請企業に対するまる抱え的な契約状態というものは、つきましては、報告を受けておりませんで、したの、存じませんでした。

○勝谷政府委員 ただいまの千葉県における下請企業に対するまる抱え的な契約状態というものは、つきましては、報告を受けておりませんで、したの、存じませんでした。

そういう人たちのいわゆる労働条件というものが悪くなつたり低下をしたりする。そうしますと、そのことは通信の施設をつくるというものに対して非常に大きな影響を持つてくる、そのことが国民サービスの低下につながるのではないかと、私はこういうことを恐ろざるを得ないわけでありませう。そこでは電電公社の責任というものが回避をされているのではないかと、私は思ひます。それを得ないわけでありませう。この点はいかがでしようか。そういう反省はありませうか。

○花木説明員 お答えいたします。認定いたしました会社につきましては、元請であるという立場ではございませうので、下請を使う場合においては、下請の指導をすることを含めて優良会社であるというぐあいに考えておりますので、元請が下請を指導することにつきましては、公社は法令等に定められたことにつきましては指導いたしますが、それ以外につきましては、元請の責任においてやる、それができないような元請の場合は、その元請から場合によつては排除しなければいかぬ、このように思っております。

○上坂委員 そうすると、元請の方だけとはにかく電電公社はきちんと把握をしているわけだから、私がさつき言つたように、大手十社ありますね、名前を言わなかつた局長だからわかつているでしょうから、局長、わかつているでしょう。大手十社について、先ほど言つたように、従業員がどのぐらいいるか、それから機械はどういう機械を持つているか、そういうことについてひとつ資料を国会の方に提出してくださるようお願いいたします。

○花木説明員 お答えいたします。認定いたしました会社につきましては、元請であるという立場ではございませうので、下請を使う場合においては、下請の指導をすることを含めて優良会社であるというぐあいに考えておりますので、元請が下請を指導することにつきましては、公社は法令等に定められたことにつきましては指導いたしますが、それ以外につきましては、元請の責任においてやる、それができないような元請の場合は、その元請から場合によつては排除しなければいかぬ、このように思っております。

○花木説明員 お答えいたします。

元請業者は機械器具その他技術者も持っておりまして、私たちの資格審査は技術力ということに非常に重要視してやっております。そのほか、御存じのとおり電信電話事業ないしは電気通信設備工事をやるには、公社が国内においては最大手というよりは、ほかのところではほとんどやっていますし、やらないうようなことから、公社のこういう認定業界が閉鎖的であるという御指摘もさきの国会において指摘されたところではございませうが、ある意味においては、必然的にこのような状態になっているというのが現実の姿でございませう。

○花木説明員 お答えいたします。

元請業者は機械器具その他技術者も持っておりまして、私たちの資格審査は技術力ということに非常に重要視してやっております。そのほか、御存じのとおり電信電話事業ないしは電気通信設備工事をやるには、公社が国内においては最大手というよりは、ほかのところではほとんどやっていますし、やらないうようなことから、公社のこういう認定業界が閉鎖的であるという御指摘もさきの国会において指摘されたところではございませうが、ある意味においては、必然的にこのような状態になっているというのが現実の姿でございませう。

○花木説明員 お答えいたします。

元請業者は機械器具その他技術者も持っておりまして、私たちの資格審査は技術力ということに非常に重要視してやっております。そのほか、御存じのとおり電信電話事業ないしは電気通信設備工事をやるには、公社が国内においては最大手というよりは、ほかのところではほとんどやっていますし、やらないうようなことから、公社のこういう認定業界が閉鎖的であるという御指摘もさきの国会において指摘されたところではございませうが、ある意味においては、必然的にこのような状態になっているというのが現実の姿でございませう。

○花木説明員 お答えいたします。

元請業者は機械器具その他技術者も持っておりまして、私たちの資格審査は技術力ということに非常に重要視してやっております。そのほか、御存じのとおり電信電話事業ないしは電気通信設備工事をやるには、公社が国内においては最大手というよりは、ほかのところではほとんどやっていますし、やらないうようなことから、公社のこういう認定業界が閉鎖的であるという御指摘もさきの国会において指摘されたところではございませうが、ある意味においては、必然的にこのような状態になっているというのが現実の姿でございませう。

て三カ月も四カ月も払わない、こういう例がある。しかも管理費を取られたり、先ほど言ったように、監督者の給料まで払ったり何かするから、全く困ってしまう。そうすると、元請の方は現金もらっているのに、下請の方は手形をもらうから、今度は手形の割引率まで取られちゃうということになって、ますます経営が困難になる。しかし、その系列につながっていかねばならないし、やっつけいけない。特に、こうした景気の悪い時代には何としても食いついていかねばならないというのかっこうになってしまつてしまつと、これは官公需という流れの中の中小企業を本当に大切にしたいというところの対策というものがとれていないといふことになってしまつてしまふ。これは監督官庁であるいわゆる中小企業庁あるいは通産省も責任はあると思うけれども、そこまでなかなか目を通すことができないといふことになれば、やはり三公社の一つとしての電電公社は社会的な信用があるわけだから、そういうことをきちんとやらなければならぬのではないかといふふうに私は思うのですが、その点はいかがですか。

○花木説明員 お答えいたします。

公社といましては、確かに御指摘のように、前払い金を払っているケースはございます。そういう場合には、国の方針に従ひまして、下請業者に現金で支払いをするように常日ごろから指導しているところでございます。万一、先生が御指摘のような事実というようにあるとしますれば、公社としまして厳重に注意いたしたい、このように思っております。

○上坂委員 昨年の五月二十八日の小川代議士の質問に、こういうのがあるのです。七十一社の業者以外認定を認めない、電電公社の退職者が五割以上いないところは認めないのだ、これでは、どんなに中小企業の人たちが皆々と努力してやろうとしたって、あなた方は審査規定があつて、それに外れたからといってこれを受け付けない、これではだめじゃないか、こう質問しているわけでは

ね。そうしたら、山口説明員という、おたくの公社の人かどうかわかりませんが、答えているのは、こう答えているのです。認定の基準について今後検討していかねばならないことが多いと思います。そして山内国務大臣は、郵政大臣ですが、「そこでだんだん仕事が入るにつれて、元請業者だけに固定しないで、下請業者も元請業者に育成する必要があると思うのです。」こう答えているわけでありますが、そういう方向を確認をしていかどうかといふこと、いま千葉の工事組合がこれからどういふかつかうようになって育っていくのかどうかかわかりませんが、この二十二社の人たちが、各元請につながっていた人たちが、それぞれいつまでもたつてもうだつたが上がない、これはどうしても私たちが独立をしなければならぬ、独立するためにはお互いに助け合つていくのだから、協同組合をつくつて、そこで元請の一角に入れたら。私たちの技術というものは、もう長年にわたつて電電公社の仕事をしていて十分やれるという自信があるのだから、これをやってください、こういう形でつくつて参加をさせてくれ、こう出したと思うのです。ところが、書類が不備だからとさつき言われたけれども、間に合わなかつたのが不備だつたといふことで、だめだつたわけでありまして。だから、ことしやりなさい、こういうことになつてゐるのですが、その間に脱退する人がいたり、これはとも電電公社を相手にしたのじゃ、幾ら協同組合をつくつたって、官公需組合をいかに尊重しろなんて言つてみたら、電電公社の体質としては、そういうのは絶対にできないのだ、こう思つてあきらめちゃつて、そして脱退する人が出たといふふうにも聞いているし、そういうふうを書いてあるのです。ところが、もう一つの方を見ると、これはそうでなくて、圧力がかつてやめさせられちゃつたんだ、抜けなさい、抜けなさいといふわけで、脱退せざるを得ないところに追い込まれたのだ。これは私が言っているのじゃないのですから。これだつてちゃんと資料に書いてあるわけだから、そ

れを言っているわけだ。そういうことを世の中にちゃんと発表されておるわけですよ。このところが私は問題だと思つたのです。ですから、今後千葉のような状況が起こつたときには、先ほど言いましたように、書類の不備とか何とかいふものは十分指導して、こういうふうになさなさい、その認定の基準というものがあつたんだから、その認定の基準の上に乗つてきかんと審査をして、その上で許可をするかしないかといふことを決めますよ、このぐらいの大きな気持ちでやつてもらわなければならぬと思ひますが、これからは絶対にそういうふうにとつて切ることができませんか。

〔森清〕委員長代理退席、委員長着席

○花木説明員 お答えいたします。

先生御指摘のとおり私どもの方はやるつもりでございまして、工事参加を希望する業者に対しては、説明書もつくりまして、ことしの三月に出して皆配つてありますので、関係の方はよく御存じのはずでございまして。

○上坂委員 それを聞くと、私も非常に安心した、これから私の知っているようなところでもしあつたら、その人を私も指導して、電電公社へ行つてきなさい、書類をもらひにくと説明書から何から全部くれるから、そうしたらば協同組合つくつてやるから持つてきなさい、こうやるわけだね。これは非常に心強い回答をいただいたまことにありがたき思ふわけでありまして。

そこで、時間も迫つてきましたから、最後にちよつとお聞きしておきますが、千葉県通信工事協同組合というのは見込みありますか、その辺ちよつとお伺ひしたいと思ひます。

○花木説明員 お答えいたします。

申請書を受け取つておりませんので、どのような業態にあるのか、私どもわかりません。したがいままで、いまこで見込みがあるとかないとか申し上げることはむづかしいかと思ひます。

○上坂委員 書類を見てないから本当にわからない

いと思ふのです。今度これから出てくれば、さつき言つたように、きちんとやれるかどうかといふことを指導してやるということになるから、もし千葉の方で出すといふことになれば出してもいいわけですね。そうしたら、さつき私が言つたように、十分指導して、不備なところは、こを直してきなさい、そうすればちゃんと受け付けますよ、こういうふうに関切に言つてくれますか。大丈夫ですか。

○花木説明員 先生御指摘のとおり親切に指導したいと思ひます。

○上坂委員 いまそういうお答えをいただいて本当にありがたいと思ひます。これから十分そういうふうによつてください。

さて問題は、官公需適格組合に対する考え方ですが、業者の認定に関する考え方であるとか、あるいは官公需適格組合に対する考え方であるとか、それから開かれた公社への考え方であるとかいふことが、実は公開質問書が出ているといふふう聞いておるわけなんです、これは実際に出ていますか。それから出てゐるとすれば、それについて回答書は出されておるわけですか。もし出されておるならば、その回答書を私の手元の方へひとつ届けていただきたいと思ふのです。

○花木説明員 回答書は何も出しておりません。

○上坂委員 そうすると、公開質問書が来て、そのことについては下請と元請との問題なんです、そんなこと関係ないから出さない、こういう意味で出さないのですか。

○花木説明員 千葉の協同組合に関する秦先生の公開質問書でございましょうか。それにつきましては回答はさせていただきます。

○上坂委員 秦さんのいわゆる主意書に対する回答書は私の手元に持つております。そうじゃなくて、協同組合の方が電電公社の總裁あてに公開質問書を出した、こう聞いておるわけですが、それに対する回答がされて、もしありましたら届けていただきたいといふことでございまして。

○花木説明員 業界からの申請書受け付けは、千

業の場合でございますと、関東電気通信局というところで受け付けをやっておりますので、関東通信局長からそれに対する回答は出ております。

○上坂委員 その閣下局長が出席しているものについてはいただけですか。

○花木説明員 関東電気通信局長から返事は出ておりますし、これを先生のところへお届けすればよろしいということであればお届けいたします。

○上坂委員 いまのこと委員長、お取り計らいをいただきたいと思います。

○渡部委員長 はい。

○上坂委員 それから、長官にお伺いしますが、いま言ったように、これは電電公社と言わず国鉄と言わずどこでも同じなんです。各省にわたるわけでありまして、官公需というのは、実際に資格を取ってもなかなか参入できないのです。もちろん、いまの元請にしましても、余り参入されると、こういう景気の悪いときだから競争が激しくなつて、ますます経営が困難になるから、それは困るのだ、こういうふうになるかもしれません。

しかし、十五年、二十年にわたつて一つの仕事を独占して、そして全部その仕事を受け持つのは、本当の第一次下請あるいは第二次下請というふうなものであるということになってしまいます。そこで働いている労働者の人たちが低賃金に甘んじなければならぬような結果に終わつてしまふと思うのです。このところをそうでないようにしようということ、いわゆる零細企業者の経営を安定させる。その安定をさせることによって技術を高め、労働者の生活条件をよくするということにつながることを考える場合、これはどんなに特殊な技術であろうと、その特殊な技術の中にもこうした協同組合なり何なりをつくつて参入するものがある指導していくことが、やはり必要であると思うのです。そういう意味で、国鉄であろうと電電公社であろうと、遠慮なくひとつ中小企業者の立場として指導していただきたいと思いますのが第一点です。

それからもう一つは、先ほど言いましたように、適格制度というものがとにかくこれまで来たのだから、これについてはもう本当に実のあるものにしていくようにもう一度努力してもらいたい。このことをもう一回お答えをいただきたいと思います。

○勝谷政府委員 注文を受けるに当たりまして、独占体制を維持しまして、その下の下請企業、さらに孫請企業等々が苦勞する実態というのは、この問題以外にも種々あるわけでございます。私どもその問題を非常に重要な問題として政策を実施いたしております。したがって、先生のいま御指摘の点につきましては、従来の路線上さらに努力してまいりたいと思つております。ただ、電電公社の場合は、先ほど来御答弁がございましたように、技術的な面で充実をされているものが出てくるならば、それを入れて、さらに国民生活の充実、サービスの充実のための改善を図るようになつていきたいと思いますので、その点は私どもと全く同じお気持ちではないかという気がいたすわけでございます。

それから、内容の充実につきましては、先ほど来お答えを申し上げておりますが、今後とも努力を続けてまいりたいと思つております。

○上坂委員 電電公社の花本さんにお話ししておきますが、いま電電公社は非常に大きな岐路に立っていると思つております。民営論から特殊会社論からいろいろ出てきて、国民の注目の的になつていふところがある。そういうところでは明るい電電公社といふか、民主的な電電公社といふ実態を出していかなければならぬと思つております。だから閉鎖社会であつてはならないと思つております。その閉鎖社会であつては独占的に勝手なことをやっていると印象を与えると、どうしても分割論であるとか民営論というものが出てくるを得ないわけですから、私はいまの電電公社の技術というものを非常に高く買つていまして、国際的にもすばらしい技術を持つていまして、思ふのです。そういうものが本当に生かされるような体制

制というものは、やはり民主的な企業組織というものの中から生まれてこなければならぬと思ふのです。そういう意味で、閉鎖社会であつてはならないということも十分認識あるいは理事、役員に提言をしてもらつて、国会でこういう問題が出ましたと、私は電電公社を指導しているわけじゃないのだ、電電公社の将来を思ふから言つていふことであるから、十分その点を酌んで言つていただきたいと思います。その決意のほどを伺いたい。それで終わります。

○花木説明員 お答えいたします。

先生の御指導いただきましたその意を体しまして、今後ともがんばつていきたいと思つております。

○上坂委員 どうも忙しいところありがとうございます。

○渡部委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後一時一分休憩

午後三時十四分開議

○渡部(秀)委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。佐藤議員。

○佐藤(超)委員 質問の機会を与えていただきまして、まことにありがとうございます。私は山形県の二区なんですけれども、今日非常に重要な政策課題になつております基礎素材産業、とりわけアルミニウム製錬の行方と地元の問題を関連させながら若干質問をいたしたいと思います。

(渡辺秀)委員長代理退席、委員長着席
住軽アルミ酒田工場は、ことし四月二十日、製造部門を除いて操業を停止し、地元が期待しておりました住軽アルミ工業株式会社は解散をいたしました。いま構造的な不況にあるアルミ産業に対して政府の適切な対応が求められているときに、この事態を通産省はどのようにとらえられておるか、まずこのことについてお答えをいただきたいと思います。

思ひます。

○眞野政府委員 御承知のように、昨年来アルミ産業は非常に不況にございまして、政府部内におきまして、産業構造審議会等を通じていろいろ審議を重ねてまいりまして、それに対する対応策を種々検討し、実施したやさきに、御指摘のような住軽アルミの酒田工場の閉鎖という事態を招いたわけでございます。御承知のように、住軽アルミの酒田工場、これはわが国のアルミ製錬企業の中で一番後にできました工場でございます。特に石油危機の直後に発足したということから、コスト面等からほかのアルミ製錬に比べて相対的に不利な立場にございました。さらに加ふるに、昨年来の状況から、電力コストの増大と国内の需要停滞、特に昨年の半ばぐらいから世界的にアルミ市況が非常に悪化したしまして、世界的な過剰在庫が昨年の暮れからことしにかけて非常に累積いたしました。そのために、予想以上に国際市況が低落いたしました。さらにその中におきまして、日本のアルミ産業の需要も、住宅建設の不振等から停滞を脱し切れないう状況が続いたわけでございます。そういう意味におきまして、環境としてはきつて悪い状況が続きました。

従来、住軽アルミとしては、中長期の観点から、一つは、いわゆる石炭火力への転換ということによる電力コストの低減を非常に積極的に進めてまいつたわけでございますが、当面こういう状況でございますので、著しい過剰在庫の調整を図る必要があるという事態を招いたわけでございます。その中におきまして、特に先ほど申し上げましたこの企業、住軽アルミそのものが比較的後発の企業であるためによるコスト面での不利、財務面での不利性が大きかつたために、これを何とかしなければいけないということから、今回住軽グループといたしまして、思い切つた財務体質の改善を図る。このための措置として、当面会社の操業を停止し、かつ現在の設備を当分休止しておく。あわせて財務体質改善のために、住軽アルミという会社の解散という措置にまで至らざるを得なかつた

たわけでございますが、そういう意味におきまして、単なる環境のほかに、住軽アルミそのものの財務体質の改善ということが急を要する事態であつたということから、今回の措置に至つたものだとも聞いております。そういう面におきまして、住軽アルミそのものの基盤をさらに再建する意味におきまして、今回とりました措置はやむを得なかつたものだと考えておるわけでございます。

ただ、先ほど申し上げましたように、住軽アルミ、住友軽金属グループとしては、現在ある九万九千トンの設備、これは引き続き維持する。あわせて酒田の共同火力の石炭転換、これを予定しております。工事進捗させるといふことを私どもに明言いたしております。そういった客観情勢、つまり石炭火力への転換及びその際における経済的な見通しをつけた上で、この製錬の再開を行う、こういう考えと私どもは聞いておるわけでございます。

そういう意味におきまして、今後のアルミの世界市場の動向というのが非常に重要なポイントになつてまいりますが、この点につきましては、特に最近、二百万トン程度が通常であろうかと思ひますが、三百一、三十万トンの世界的な在庫の増加がございまして、これに對して、現在、日本はもちろぬいまだ申し上げましたように、住軽アルミ以外の各社とも大幅な減産によつて在庫調整をいたしておりますが、他方、世界的にもそういう在庫調整の動きは急ピッチに進んでまいりまして、現在アメリカでは操業度七割、社によつてはそれを切るという状況で、需給調整を急いでおる情勢でございます。特に日本のアルミの昨年の国際的環境は、一時アメリカあたりからのアルミ地金のスポット輸入が急増した時期がございましたが、最近に至りまして、アメリカにおける在庫調整、減産という状況から、実は昨年全体として見ますと、アメリカは従来アルミについては、御承知のように輸入国でございましたが、一昨年から昨年の前半にかへまして相当世界市場の中に輸出して

おつたわけでございます。ところが、そういう状況のもとで再びアメリカ自身が輸入国に変わつたつてございまして、全体としての需給調整が現在急ピッチに進んでおる状況でございます。あとは、アメリカの国内における住宅投資及び自動車生産、これが復調いたしますと、かなりまた全体のアルミ市況の需給というものが改善されてまいり、こういうふうな予測されておるわけでありまして、率直に申し上げまして、こういうアメリカの需給の改善がやや当初の見込みよりおくれおておる。こういうのは事実でございます。今後アメリカの国内の金利の低下あるいはインフレの収束等に合せて、アメリカの経済の回復基調が出てまいりますれば、こういった面でのアルミの需給状況にも大きな影響が出てまいりまして、全体的な世界需給が再びバランスする、こういうふうな予測されるわけでございまして、そういう意味におきまして、今後、五十九年の半ばには石炭火力の建設が終わり、操業開始の時期におきましては、かなり現在と違つた国際的なアルミの市場が予測されるわけでございまして、そういう意味での経済的な見通し、現在から直ちにこういふことを予測することは確実ではございませんけれども、かなり状況は変わつてまいり、こういうふうな私どもは考えておる次第でございます。

○佐藤(連)委員 お願ひですが、時間が四十分しかありませんので、答弁される政府委員は手短かにひとつ答弁されるようお願いしておきます。

そこで、アルミの全体の状況はある程度は私もわかるつもりでございますが、御承知のとおり日本の電力料金は国際的に非常に高いわけですから、その状況の中でアルミ製錬はほとんど減産体制に入つておるわけですね。私は、減産されてきているいまの体制がどこで歯止めがかかるかというの、重要な今日的な課題であらうと思ひますが、その中で、いまも答弁がございましたけれども、酒田住軽アルミの経緯をずっと見ますと、私は出発からかなり無理な状況の中でアルミ製錬が行われてきたのじゃないかというふうな考えるわ

けです。

そこで、私なりに言いますと、この住軽アルミが設立されたのは昭和四十八年の二月なので、住軽アルミ操業は昭和五十二年の一月、製錬目標十八万トン、その中の第一期として九万トン、実際はその時点では製錬能力四万五千トン、これが昭和五十二年一月段階なんです。その前の昭和五十一年のアルミ製錬を見ますと、全国的に設備能力が百六十四万トン、生産量が九十七万トンという状況なんです。こういう減産体制に入つておる中で、住軽アルミの第一期の操業が始まつたという、こういう環境にあると思ひます。その五十二年の一月、その後例の百二十五万トン体制、つまり昭和五十二年の十一月に百六十四万トンから百二十五万トン体制に入つていったわけなんです。以下、五十二年十月百五十万トン体制、それから五十六年十月七十万トン体制、こういう形でずっと流れてきておることは御承知のとおりです。ですから、住軽アルミが操業したところには、先ほどもありましたが、第一次石油ショック後のアルミが非常に不況に入つて減産体制に入つていったという、こういう中で製錬が行われたという非常に厳しい環境の中で出発があつたというふうに思ひます。

以下の状況は御承知のとおりですが、たとえば五十六年の十一月七万五千トン、五十七年の三月五万トンというところで、大体減産率にして三〇%から四〇%の状況です。これは權威ある資料かどうか私もちよつとわかりませんが、日本長期信用銀行の調査部社内報によりますと、その中に次のような資料があるのです。これは昭和五十一年なんです。減産率とコストアップ率の状況でありますけれども、減産率が三〇%の場合にはコストアップ二九%と五十一%の場合にはコストアップ二九%と五十一%のときにすでに試算されておるわけですね。これから見ますと、住軽アルミの場合には、五十六年十一月は七万五千トン、五十七年三月は五万トンですから、三〇%から四〇%の減産なんです。こうなりますと、この

資料が正しいとするならば、三〇%近いコストアップになつておる。

こういう状況ですから、大体住軽の経緯を見ても、出発の時点から減産体制に入つていったというところに出発があり、しかも、どんなにこのような形で減産、操業短縮になつていけば、当然コストアップになりますから、今日のような累積赤字が出てくるというのは、流れから言へば、私はある程度当然のことではないかというふうな思ふわけですね。これはひとり通産省の指導云々というわけじゃありませんけれども、確かに国際環境は非常に厳しいという中ではあります。ただ、このごろの状況を見ますと、住軽アルミに對しまして、五十六年十月答申では七十万トン体制下に入つておる。つまり設備廃棄のスクラップの對象にはなつていない。それから酒田共同火力については、石油から石炭だきにするので、住軽の場合には大丈夫だといふ、これが大体の通説であつたのですけれども、いまのような流れからずつと推していくと、私はきつといひ方ですけれども、なるべくしてなつたというやうな感じが免れないのでありまして、そういう点から言つて、通産省の見通しとしても、やや甘かつたのではないかと、私は今時点では言わざるを得ないものでありまして、その点について、さらにはどのような受けとめ方をしているか、簡潔に通産省の見解を聞いておきたいと思ひます。

○真野政府委員 私ども昨年産業構造審議会アルミ部会におきまして七十万トン体制という答申をいただいたわけでありまして、この考え方は、実は国内製錬七十万トンの根拠として、特に今後日本アルミの安定供給という観点から、海外の開採輸入ないし長期契約輸入、こういうものが相当ふえてくる、こういう趣旨でございまして、その中におきまして、こういう海外開採等をいたしておりますのが現在の日本のアルミ製錬業でございますから、このアルミ製錬業が健全な経営基盤

を持てていることが必要である。そういう意味におきまして、国内の製錬業を支援する必要があるということが一つ、あわせて、世界全体の中長期の需給を考慮して、その中におきまして、国際的なアルミ市場から日本が安定的に輸入できる量というものを、ただいま申し上げましたような開発輸入、長期契約というものを今後想定いたしました。そのほかに国内製錬業の規模として七十万トン程度は必要であろう、こういう推計をいたしたわけでございます。そういう状況は引き続き変わっていかない、こういうふうに申し上げることができると思います。

ただ、先ほど申し上げましたように、世界的なアルミ需給の不均衡から、現在大幅な在庫調整を必要といたしておりますし、国内の製錬業も過剰在庫を相当抱えておりますので、その在庫調整を急ぐ必要がある。こういう事情が現在の日本のアルミの国内製錬の置かれておる立場でございまして、そういう意味におきまして、私どもの想定いたしました七十万トンというのは、そういう七十万トン程度の製錬能力を保持しておく。ただ、その場その場における経済の好不況によりまして、瞬間風速としての生産規模はアップダウンするだろう、こういうふうには実は考えておったわけでございまして、その状況があるいは先生御指摘のように、甘かつたんではないかという御指摘もあろうかと思ひますが、特に最近のアルミの需給状況が著しく悪化したしております、そういう意味において、瞬間風速としての製錬の生産実績が相当落ちてきておる、これは事実でございます。ただ、規模としては、そういう意味で七十万トン体制というのは引き続き維持されるべきものと私どもは考えておるわけでございます。

○佐藤(誼)委員 状況については先ほどからずっといろいろ答弁があるわけですが、しかし、あの酒田という地区、しかも莫大なる投資をして酒田北港開発をやってきたわけですが、そのメインになる住軽アルミが、先ほどありましたような操業停止、会社解散という事態になったことは事実で

あります。ただし、いま地元の皆さんはその対応に大変てんやわんややっているわけですが、私も、先ほど局長からもありましたように、鑄造部分については操業を継続していく、それからアルミ製錬の設備については、少なくとも石炭だき転換が終了するまで保全会社等をつくって保守をしていく、こういうことを言われているわけでありまして、このことを地元の皆さんは、やがて二年後には再開されるであろうということを大変願ひながら、また期待しているわけです。ただ、そういう願ひはそれとおりで、またそのとおりしてもらいたいとは思ふのですが、ややさめた目でみると、この二年間アルミ製錬の設備を本場に保守していきけるかどうか。これは金もかかりまして、物理的にも技術的にも設備は減価していくわけですから。しかもこの二年間を想定していったときに、アルミの状況が好転するかどうか。つまり七十万トンが維持できるかどうか。また石油だきから石炭だきに変わっていったときに、どれだけ電力料金が下がって、国際的に日本のアルミ製錬がどれだけ競争力を持つのだろうか。こういう不安が、私は一面そういう期待を持ちながらも、さめた目で見ると、はてなという感じを持つのは免れないと思うのです。したがって、率直に言えば、二年後本当に再開されるだろうか、この辺のところをどう見通しされておるか、ひとつお聞きしたいと思ひます。

○真野政府委員 先ほど先生御指摘のように、この住軽アルミの酒田工場というのは、一番後発でございまして、設備費の償却負担等も大きい工場でございます。そういう意味におきまして、今回思い切った債務処理を行いますれば、かなりこの設備コストは下がるであろうことは予想されるわけでございます。

それからいま一つ、いま御指摘の石炭火力への転換でございますが、石炭火力への転換につきましまして、これは中長期の石炭事情あるいは石油事情等、変化ももちろんございしますが、私どもがこの計画を承ったときには、大体現在の恐らく通常

の、日本全体の平均という意味でございしますが、買電コスト並みに維持できるであろう。その際におきまして、今後世界的な市場でアルミの需給が回復いたしますと、全体的な需給状況から設備を、国際的な生産能力をふやすという動きが出てまいりと思うのですが、その際に、新しくつくる設備、これは一番多いのはオーストラリアでございまして、電力コストは安いわけでございますけれども、最近の資本費、設備の建設費が非常に高くなっております、そういう意味におきまして、将来建設される国際的なアルミプロジェクトの建設コスト及び電力コスト等は相当高くなる見込みでございます。そういう意味におきまして、今回の対応策におきまして、住軽アルミの方がいわずに酒田の石炭火力転換ということを考えましたのは、全体的な資本費、電力費を含めたコストの中期的な見通しの上に立つてこういうことを考えたわけでございまして。

そういう意味におきまして、先ほど先生御指摘になりました、世界のアルミの需給状況いかんということが非常に重要になってまいっているわけでございまして。これにつきましては、先ほど御答弁申し上げましたように、現在大幅な相当思い切った在庫調整を進めております。その調整が終われば、世界全体としてのアルミの需給バランスは均衡をとるであろう。その場合において、現在アメリカ、カナダのアルミのメジャーでもコスト割れに悩んでおりますから、需給の均衡ができる暁においては、現在のような著しいスポット価格の低落という事態はなくなるだろう。いわばノーマルな生産コストに見合う生産が行われ、販売が行われる。こういう市場になってまいりますれば、ただいま申し上げましたようないろいろな要因を踏まえて、住軽アルミの設備を再び活用する道というのは十分出てまいらるだろう、こういうふうに予想しているわけでございます。ただ、全体として現在の状況が当初よりもやや悪い状況が続いておる、これは事実でございます。

○佐藤(誼)委員 私たち地元の者としても、いま局長が答弁されているようなことを期待しているのですけれども、私は残念ながらそのようにはならないのではないかというような疑問が大きいのです。つまり二年後に再開される状況が、いろいろあるけれども、大きく言えば二つあると思うのです。一つは、二年の間に電力料金がどれだけ国際的に下がるかということだと思ふのです。つまり国際競争力の問題。そうなりますと、いま局長も言われましたが、酒田の場合なども石炭転換になった場合にどれだけ電力料金が下がるのか。そのことによつて国際競争力がどうなるのか。御承知のとおり、現に日本の場合には大体二倍ないし三倍の電力ですから、そういうことが果たして石炭への転換によつて可能なかどうか。この資料によりますと、これは電源開発の資料ですけども、現在のところ電力コストは石炭は石油の七〇%だ、石炭は重油に対して七〇%だ。ところが、一九九〇年ごろには現在の価格の趨勢でいくと、石炭の方が石油をコストの点で優に上回っていくだろう、こういうことが言われているわけです。ですから、いまわれわれが描いているような状況、石炭に転換すれば電力コストは安くなるという見通しを、果たして無防備に考えていいのかどうかという疑問が残ると思うのです。この辺を本当にどう押さえているのかという問題が一つあると私は思うのです。

それからもう一つは、いま七十万トン体制の中に住軽アルミも入っております。この七十万トンがどんどん後退していつて限りなくゼロに近づいていったとすれば、二年後にその体制自体がゼロになればめ込む余地がないわけですから、再開する余地はない、こういうことになると思うのです。そのことをいまちよつと念に考えてみますと、たとえば五十六年十一月、設備能力が百十三万トン、操業水準が五十二万トンでしよう。もう七十万トンを超えているわけです。それから五十七年三月、これは同じ百十三万トンの設備能力で四十五万トン。この間の五十七年五月七日の朝

日新聞によれば、五十七年度は三十五万トンだと
言っているのです。そうでしょう。これが事実だ
とすれば、昨年の十月に七万トンという、しか
も六十年にはそういう体制に持っていくといふこ
とを言っているのだけれども、もうどんどん五十
二、四十五、三十五という体制になつてきている。
これをどのような条件の中で挽回していくのか。
これは単に、こういう側面だけの問題ではなく
て、将来の基礎素材産業全体のことを考えたとき
に、日本のナショナルセキユリティーから考えた
ときに、無限にゼロに近づくといいのをご考慮
をかけるかというところは、ひとり住軽の問題
やアルミの問題だけではなく重要な問題だと思
うのです。これは私はことしの三月に例の予算分
科会でエネルギー問題との関連で質問いたしまし
たけれども、明確な答弁は得られませんでした。
私はその点について非常に疑問に思うことが一つ
あるのです。

〔委員長退席、森（清）委員長代理着席〕

それからもう一つの問題は、住軽金の小川会
長、住友金属の熊谷社長、これは日経新聞の報
ずるところでありますから、新聞が正しければとい
うことになりすけれども、その新聞の中で二年
後の再開について次のようなことを言っておりま
す。住軽金の小川会長は、石炭化によつて電力コ
ストが安くなれば将来再開することもあり得ると
いう表現を使っているのです。それから住友金属
の熊谷社長は、同じようなことを言ひまして、製
錬事業の再開もあり得る、しかし二年後すぐ再開
できるとは思わないという非常に悲観的な表現を
しているのです。ですから、私たちは地元で大
変このことに期待はしているのですけれども、一
面からやはりさめた目で見ていかないと、がん
ばって期待はしたけれども、結果はゼロになつた
といふことでは大変な問題でありますので、その
辺適切な答弁をひとつ重ねてお願いしたいと思
います。

○真野政府委員 ただいま先生の御議論いただき
ました第一の石炭転換によりコストなんでも
第一類第九号 商工委員会議録第十六号

ございますが、御承知のように、現在まで住軽アル
ミはいわゆる重油の共同火力でございまして、か
つ新しい発電所だけに固定費負担もかなりかかっ
ている状況でございまして、したがって、おっしゃ
るように、減産いたしますとさらに電力コストが
高くなる、こういう状況にございまして、私も
個々のそういう状況、操業状況のアップダウン
は、そのときどきの情勢で、場合によれば起こり
得るやむを得ない点があるかと思ひます。

ただ、長期的に見ますと、石炭火力というのは、
現在想定されておりますコスト予想では、現在の
ような高い重油火力のコストより相当下がるとい
う見込みでございまして、かつもう一つ、先ほど
申し上げましたように、実はこの住軽アルミとい
うのは資本コストが非常に高いわけでございま
す。現在、日本のアルミ製錬業の設備のトン当た
りのコストというのは千ドルから二千ドルだと思
ひますが、今後出てまいります新しい、たとえば
オーストラリアあたりでの設備ですと、トン当た
り四千ドルくらいかかるわけでございまして、さら
に現在のインフレ状況では、さらに上がつてまい
るということが考えられますので、そういう意味
で、資本コストとの、いわゆる償却費とのバラン
スで考えて中期的な見通しを持つておるわけでご
ざいます。

それからもう一つ、減産の状況でございま
すが、現在日本のアルミ産業は六十万トンを超え
る、端的に申し上げて昨年一年の年産を超えるス
トックを抱えておられまして、これを急速になく
す、平準化する、こういう状況にございまして、
著しい減産は当然コストアップを招くのは御指摘
のとおりでございまして、やむを得ずいた
しておるわけでございまして。

そこで、ただいま先生から日経新聞のお話でご
ざいました、私も住軽アルミ、住友金属から
報告を受けておりますことは、石炭火力をやる
ことについては積極的にやりたい、とにかくこれ
は確実に進める、そのためにいろいろ港湾設備の
問題その他を含めて早速動いておる、こういう状

況報告を受けております。そういう意味におい
て、二年後にそういう石炭火力の発足がございま
して、そのときの需給情勢はまたちよつと現在予
測できない点がございまして、したがって、現在予
測できない点がございまして、需給情勢の
改善につきましまして、先ほど申し上げましたよ
うな事情がございまして、需給情勢の改善があれ
ば、再開の運びに至るものと私も考えており
まして、単にあり得るということも、そういう客
観情勢の展開が多少時点をおくらすことはあるか
もしれませんが、場合によれば、世界的な
需給がタイトになれば、逆に急ぐということもあ
り得る状況ではないかと考えております。

○佐藤（龍）委員 これからの基礎素材産業、とり
わけアルミ産業の将来というのは非常に重要だ
と思ひますし、また関連して住軽アルミの再開とい
うことがきわめて重要であり、地元として期待し
ているがゆえに、私は逆にさめた目で、はてどう
なのかというのを質問しているわけです。し
かし、地元としては熱いままな感じで製錬、鑄造部
門の操業継続と、それからアルミ製錬の再開、そ
れに関連する地元の開発の進むことを大変期待し
ているわけです。詳細述べなくてもいいと思ひま
す。

そういう観点で、はてそれではこれからどうす
るかということについて、残された時間質問いた
しますので、ひとつまとめて御答弁をいただきた
いと思ひます。

この酒田地区は、昭和四十五年の八月に臨海型
の酒田北港開発としてスタートいたしました。そ
して五万トン岸壁に着手し、第一期計画で八百九
十三ヘクタールの工業団地の形成など大変な工費
をつぎ込んできたのであります。いまその開発計
画の中心としてきた、先ほど申しました住軽アル
ミは操業停止、会社解散、しかもアルミ製錬再開
についてまだ確信が持たない、こういう地元の受
けとめ方になつておるわけです。この事態は、住
軽アルミに働くところの雇用労働者に与える影響
はもちろんのこと、御案内のとおり、関連下請企
業及び酒田市を中心とした地域の産業や経済には

いまはかり知れない影響を与えております。特
に、先ほどから申し上げておるように、今後の酒
田北港開発の行方について、まだその方向すら定
まらないという、こういう非常に厳しい状況に地
域は置かれております。

そこで、私はいままでもいろいろな角度から質
問いたしましたので、次の三点について要望とい
う形で提起いたしますので、その点について通
産省の見解を承りたいと思つております。

その第一番は、具体的にになりますけれども、鑄
造部門の操業を持続してほしい。また酒田共同火
力の石炭だき転換の、約二年後だと思ひますけれ
ども、製錬再開に努め、それに向けての条件整備
を図つてほしいというのが一番であります。

二番の問題は、この酒田地区、ここだけじゃあ
りませんが、酒田地区も構造不況にあぐら素材産
業の集中地域であります。いま申し上げたアルミ
もそうです。合金鉄、フェアラロイ産業もそうで
す。さらに苛性ソーダ、塩素、そういうものがす
べてここに集中しております。したがって、御案
内のおり特安法の見直し改定がいた進められて
おりますから、それとあわせてその対策を強化し
てほしい。これが二番であります。

三番は、この酒田は、やはり臨海工業地域です
から、酒田のような臨海地域では引き続き港湾利
用型の企業の導入を図つていきたい。しかし、そ
れと同時に、いま工業再配置計画の再検討が進め
られていというふうな新聞で報道されておしま
すが、この際、それとあわせながら、酒田地区の
ような工業団地についてもそれにふさわしい、た
とえば先端技術産業が進出できるような条件整備
と誘導政策を進めてほしい。御案内のとおり、酒
田のようなところは、まさに従来から単作の農業
地域で、いま畜産との複合経営になつております
けれども、大変な事態です。農家の皆さんや地域
の皆さんは、のどから手が出るほど、すぎるよう
な気持ちで働き場所を求めているのです。このこ
とをしつかり受けとめていただきまして、私いま
具体的に三点申し上げましたけれども、いまの事

情の中で通産省としてどのように考え、そしてどのように指導されるのか、その点についてお聞かせいただきたいと思ひます。

○真野政府委員 私の方から第一点と第二点についてお答えを申し上げます。

第一点の製造部門の操業でございますが、これは現在の住軽アルミ、住友軽金属グループとしては必要不可欠の部門でございますので、この操業の維持は確実に行うということが私どもに対する説明でございますし、私どももそういうふうな考へております。石炭転換につきましては、これを助成すべく、開銀融資のほかにいわゆる建設補助金を従来よりも補助率を上げまして、その建設をいたす予定にいたしております。

〔森清〕委員長代理退席、委員長着席

第二点の酒田地区の構造不況に關連して、特安法の見直し改定との關係でございますが、現在、特安法につきましては、産構審の關係のいろいろな部会で、アルミ以外、たとえば石油化学でありますとか塩ビ、ソーダ工業でありますとか、あるいは肥料等につきまして同時並行的にいろいろ議論しております。そういう議論及びその審議の結果を踏まえまして、特安法をどうするかということとを今後議論し、検討いたす手はずになつておりますが、その際に、当然地域問題、雇用問題等についても、各個別の審議の中において検討も出てまいりますし、またそれを踏まえて、今後の検討が行われるというふうな考へております。

○神谷政府委員 御要望の第三点目の問題につきましてお答えさせていただきます。

御指摘のように、酒田地区はいろいろな問題を抱えておりますし、私どもの大臣のところにも、同地区への企業誘致あるいは誘導の問題についての陳情等も承っております。したがって、この酒田地区あるいは遊佐団地等、具体的な地域についての工業誘致につきましては、私どもがいろいろ実業界の専門家の先生方にお願ひして、工業開発指導員制度というのを設けておりますので、その先生方の御視察等もいただきながら、具体的に

に検討し、アドバイスしていただき、あるいはそれに基つてわれわれもお手伝いのできる限りしていきたいと思ひております。

それからまた、このような地域に關しての先端技術産業が進出可能になるような立地政策を考へる、こういう御趣旨でございますが、御指摘の工業再配置基本計画そのものを改定するかどうかという問題につきましては、さらに検討させていただきます。また、いままでの基礎素材型産業の地方重点的配置というところにウェイトを置いた産業再配置政策から、最近のようないわゆる加工組立て型あるいは知識集約型産業のウェイトが非常に大きくなつた時代の立地政策あるいは工業再配置政策というものは、スタンスのとり方あるいはウェイトの置き方というものが、やはり従来とは異なつてきてしまふべきであるというふうな考へておりますので、私どものところでは、現在、工業再配置基本問題懇談会というのを立地局長の諮問機關として設けさせていただいて、鋭意新しい情勢に基つて、従来からの地域開発施策のあり方もレビューしながら御検討いただいておりますのでございまして、それらの成果を踏まえながら、御趣旨を踏まえて、さらに先端産業の地方展開というものを力を入れてまいりたいと思ひております。

○佐藤（誼）委員 最後の、要望三点を含めた質問に對しましては、大変前向きに受けとめていただき、積極的な側面を含んだ発言がありまして、なおこの点については、先ほど私、地元の事情をある申し述べましたし、これは日本のこれからの基礎素材産業を中心とする一つのモデル的な地域でもあると思ひますので、ぜひ積極的な、しかも地域の実情に即した適切な指導を要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。どうもありがとうございました。

○渡部委員長 小林政子君。

○小林（政）委員 私は、革製履物産業の自由化問題について政府の見解を伺いたいと思ひます。皮革履物産業は、東京の台東区、足立区、葛飾区、荒川区を初め埼玉、千葉など広範に広がっておりますし、歴史の古い伝統的な産業でございす。五十四年版の工業統計によりますと、革製履物製造業は全国で二千二百七事業所、従業員では三万八千四百三十三人となっておりますが、製靴業界のその分布状況を見ますと、全国の業者の四五・三％に相当する千四百三十三事業所が東京に集中しておりますし、その生産額を見ても、四六・七％を占めております。このことは、東京が一大産地を形成していると言ふことができるのだと思ひます。

また、全国的にも従業者の規模別で見ますと、非常に零細な業者が多い。事業所で九一・二％が二十九人以下の零細企業ということでございますし、東京都の五十五年度工業統計によりますと、二十九人以下の零細企業が九五％を占めております。革履物産業はこうした零細企業で成り立つていくということがはつきりとここに出てくるのではないかとと思ひます。

ところが、現在、個人消費の大きな落ち込みがございすし、輸入品の増大もございすし、業界は深刻な不況に陥つております。革靴は現在輸入制限品目に指定をされておりますけれども、この数年、輸入量の動きを見ますと、大幅にこれがふえております。たとえば輸入量で見ますと、一九七五年に七十四万八千足であったものが一九七九年には百五十九万八千足と、約二倍以上輸入量が大幅にこれも増加をしているという結果が出ておりますし、金額の面で見ても、輸入額は、七八年には五十六億七千万円ぐらゐであったものが、七九年には八十七億七千万円と、前年比で見ても五七％もふえている、こういう実態が明らかになつてきております。

こうした中で、零細の上にも輸入量がふえて圧迫をされているこの業界に對して、通産省は、貿易摩擦の解消のためにと称して、革靴の自由化を検討されていると言われておりますけれども、も自由化ということが行われた場合に、国内の靴履物産業にどのような影響があらわれるとお考へ

になつてゐるのか、予想されていらつしやるのか、まずその見解をお伺ひをいたしたいと思ひます。

○志賀政府委員 お答えいたします。

革靴製造業の実情がどうなつてゐるかという点につきましては、先生からいろいろ零細性、産地性その他についてお話がございました。革靴製造業の実態は、私どももいたしましてそのように認識をしております。現在、革靴につきましてIQ制がとられてゐるわけでございすけれども、そのIQ制がとられてゐる理由をいたしましては、一つは、革靴製造業というものが、先生御案内のように、歴史的な背景のもとに、社会的ないろいろな困難を抱えている業種であるということが一つ。それからもう一つの理由をいたしましては、先生からお話ございましたように、大変零細企業が多いということもございす。それからまた、技術的に見まして、国際競争力の面でもかなり問題がある業種でございす。それから、産地性があるということも、急激に輸入がふえてまいりますと、業界に大きな影響が出るばかりでなく、地域経済にもいろいろな影響が出てくるという観点から、従来からIQ制度をとつてまいつてゐる、こういうこととございす。

一部新聞に、革靴について自由化を検討するといふような報道がやや前にございました。この点につきましては私どもとしては、革靴については、ただいま申し上げたやうないろいろな問題がある業種であるといふふうに思つておるわけでございまして、現在ヨーロッパを中心としたいろいろな国際的な要望があるといふことは事実でございますけれども、私どもとしては、先ほど申し上げましたやうな業界の実態、その辺を踏まえて慎重に對應してまいりたいといふふうに思つておるわけでございす。

○小林（政）委員 御承知のとおり、現行の関税率は二七％ということになつておりますけれども、伝えられるところによりますと、これが何か一

○%だとか二〇%に下げられるのではないかというようなことも私は聞いたことがございます。業者の方々はこれで大変心配をされていたようにございませうけれども、こうした中で数量制限が残されたとしても、関税の引き下げというようなことがされれば、業者に対して大きな打撃を与えることになるものだと私は考えます。通産省は、関税引き下げについてどのような考え方をもちにいたっているのか、この点について明確な答えをいただきたいと存じます。

○志賀政府委員 お答えいたします。

革靴につきましては、先生からお話のございましたように、現在二七%の関税率ということになっております。これは先ほども申し上げましたように、ヨーロッパを中心とした日本製の革靴の関税につきまして関心を示している国がございませう。ただ、それにいたしまして、先ほど申し上げましたように、現在革靴製造業はいろいろな問題を抱えているということでございますので、その辺をよく先方に話をしながら慎重に対応していきたいというふうに思っております。ただ、これは自由化の問題を通じて同じことでございませうけれども、私どもとしては、革靴製造業のいろいろな困難な問題についてよく認識をしておりますし、特にまた最近では景気も非常に悪いわけでございます。そういった点を踏まえて対応していくつもりでございますけれども、ただ、やや長い目で見ていきます場合に、国際的な環境というものは、これまで一方において非常に厳しいものがございませう。したがって、業界におかれても、技術の向上なりあるいは設備の近代化なり、そういった業界としての御努力はぜひとも必要であるというふうに思っているわけでございます。

○小林政委員 東京、埼玉、千葉、神奈川などで、昨年は一年間にメーカーだとか問屋、小売店、こうしたところが五十社も倒産をしているという報道がされておりますけれども、それほど苦しい業界でございませうし、もしこうした中で自由化をされるということにでもなれば、そこで働いてい

る多くの人たちの深刻な失業問題あるいは生活困難の問題が新たな角度で出てくることは目に見えらるようでございます。したがって、こうした中で、絶対に自由化は考えられていたとしても、わたくしは、これをお考えになってもらいたくないものであるというふうに私は思いますけれども、いかがでしょうか。

○原田(昇)政府委員 自由化の問題は、小林委員御承知のように、日本が自由貿易を促進していかなければ貿易立国というのは成り立たないわけでございます。まして、むしろ各国に先駆けてみずから市場を開放するということが非常に重要なときになってきておるわけでございます。しかしながら、先ほど来局長が御説明いたしましたように、革靴製造業という特殊な、非常に零細な企業が多い業界の苦衷というものを考え、対外関係を十分考慮しながら調整をしてみなければならぬというわけでございます。そういう意味で、業界の方にも大いに合理化努力をしていただく、われわれも業界の技術の向上あるいは合理化について全面的に協力申し上げる、こういうことでこれからこの困難なときを乗り切っていくなければならぬというふうに考えております。

○小林政委員 先ほど国際競争力というお話も出ましたけれども、私は、この業界は現在国際競争力がある業界とは言えないということがはっきり言えると思うのです。そのために、結局産地振興対策としてこの業界に対して国も八百万円ですか補助金を出して、この国際競争に打ち勝つていくというような対策も立てられておりますけれども、これだけで本当に国際競争力がつくかどうかというところは、今後一層検討を要する問題ではないか、このように私は思っております。

こうした中で、東京製靴工業組合は、産地振興計画というのに取り組んで実際にやっているわけですが、片一方ではこうした振興対策、片一方では自由化という相反するようなことになれば、これは明らかに政策的にも大きな矛盾が出

てくる。こうした問題について一体政府はどう考えていらっしゃるのか、この点についてお伺いをいたしたいと思っております。

○志賀政府委員 革靴製造業に対しては、いま先生からお話のございましたように、一つは、産地中小企業についての法律に基づきまして振興計画をつくり、いろいろな援助をやっているわけでございます。もう一つは、私どもの革靴製造業に対する特別の予算措置をいたしまして、日本の革靴製造業者の技術レベルの向上を目指しまして、業界団体が実施しております技術者の養成、研修、そういった事業に対して補助金を出してきておるわけでございます。私どもは、そういう施策を通じて、日本の革靴製造業の国際競争力を強めていくことが第一であるというふうに思っているわけでございます。そういう施策を通じて、国際的に十分に太刀打ちできるよう革靴製造業になっていただくように、さらに努力を続けてまいりたいと思っております。業界の方々におかれましては、厳しい国際環境をよく認識されて、さらに特段の御努力をお願いしたいというふうに思っております。

○小林政委員 すでにいろいろと述べてまいりましたけれども、輸入量の増大あるいは不況の深刻化、こうしたもとで本当にこれがそのまま放置されれば倒産につながる、こういう危機に直面しているということも言えると思えます。零細性ということがいまでも言われてきた業界でございますし、政府の産地振興策の一環として振興計画にも取り組んでいるというお話もございませう。私は、こうした中で、自由化というものはこの業界には絶対すべきではないし、関税引き下げもやるべきではないという見解を持っております。したがって、こうした点については強くその点を要望をいたして、次の問題に入りたいと思っております。

次に、お伺いをいたしたいと思っておりますのは、官公需の問題についてでございます。政府は、中小企業の官公需受注の機会の確保を

図るため、一定の資格を備えた中小企業に対して官公需適格組合であることを証明する、積極的なその推進を図るというような措置をとられてまいりました。ところで、お伺いをいたしたいわけでございますけれども、五十五年、官公需の適格組合で実際に行われた受注状況というものはどのような状況であったのか、まずそこからお伺いをいたしたいと思っております。

○勝谷政府委員 官公需の適格組合につきましては、毎年度の閣議決定によりまして、中小企業者に関する国等の契約の方針という閣議決定でございませうが、この閣議決定におきまして、随意契約制度の活用等により、その受注機会の増大を図るよう定めておりました。その周知徹底を図っておりますわけでございます。先生ただいまのような実態であるか、特に五十五年の数字を御要望でございます。このような方向で推進してまいりました結果、官公需適格組合自体の数は、五十一年度末に百七十七でございましたが、五十五年度末には三百六十七組合に一応増加をいたしております。そして官公需の受注額も、五十一年度の百三十五億円に対して、五十五年度には四百十二億というところで、一応数字の上では増加をいたしております。このこと、三百六十七の組合と四百十二億というところでございませう。今後とも官公需適格組合の受注促進について努力をしてまいりたいと考えております。

○小林政委員 私、ここに官公需適格組合が五十六年十二月に発表いたしました調査の実態報告書というのを持っておりますけれども、これで見ますと、いまおっしゃったように、全体が三百六十七組合、調査対象は三百三十九組合、回答を寄せたものが二百八十三組合というふうになっておりますけれども、五十五年度末、全国中小企業団体中央会がこういう調査をやった、その結果によりが百十四組合あった、そして受注実績があった組合というのは二百五十三組合だった、こういう結

果が出ております。しかもその中身をずっと読んでみますと、その要因のなぜ受注できなかったのかということについての答えは、第一位は、入札参加の通知がなかった、こう答えたものが四五・二%、第二位は、適格組合を冷遇していると思うと答えたものが二九・八%、第三位は、いままでも実績がないので排除された、これが二七・四%、第四位は、分割発注をしてくれない、このように答えたものが二三・八%となっています。私はこの結果について、いろいろ理由はあったと思いますが、国や発注者側の責任、またその消極的な姿勢というものがこうした結果となつてあらわれてきたのではないだろうか、このように思いますけれども、中小企業庁、どのように認識をされていらっしゃるのでしょうか。

○勝谷政府委員 五十六年十二月に出しました全国中小企業団体中央会のレポートの数字は、ただいま先生御指摘のとおり数字が出ております。この中で適格組合サイドのレポートといたしましては、その要因が発注者側にあるとするものが非常に多いわけでございまして、先生がおっしゃいましたような、入札参加の通知がなかった、適格組合を冷遇している、そして実績がないので排除されたというようなものがありますと同時に、同じように二番目に営業活動が不足していたというのが二九・八%ございます。

ここらを含めまして、まず第一に、先生御指摘のとおり、今後とも官公需の適格組合の受注促進を図る必要がございまして、発注機関側に対して強い要望をいたさなくてはならないと私も認識をいたしております。そのために、地方推進協議会等の場では必ずこのことをPRをいたしまして、よくその認識を持つようということをお願いしております。実績がなければだめだといえども永遠にだめでございますから、この点についてもよく注意をいたさなくてはいいかぬと思いますが、営業活動不足と同時に、いま一つ私どもが反省しておりますのは、適格組合サイドの営業活動なり本当に発注サイドから信頼されるもの

にする必要があるということ、このレポートを出しました中央会で適格組合の研修等いたしておるわけであります、この線でも今後強力に進めてまいらなければならぬと思っております。さきやかな予算でございますが、そのための予算も中央会につけておるのが実情でございます。

○小林(政)委員 これもまたやはりこの中に出てくる内容でございますけれども、官公需適格組合が要望しているという中を見ても、各発注機関の窓口に対して、適格組合制度の趣旨というものが徹底するよう国がもっと指導をしてほしい、こう答えた組合がやはり三十四組合、さらに分離分割発注を積極的に進めてもらいたいと要望したものが二十組合、随意契約制度を積極的に活用してもらいたいと回答したものが十八組合、随意契約の範囲を拡大してもらいたい、八組合となっています。こうした要望に対して、今後どのような対策を中小企業庁としてはとっていかれるおつもりなのか、その見解をお伺いしたいと思ひます。

○勝谷政府委員 先ほどのレポートの中で、先生のお話のとおり、適格組合からの要望事項というところで、各発注機関の窓口に対する国の強力な指導の要請というのがございまして、これが第一の要望でございます、三十四組合が出ておりますが、これにつきましては、先ほども申し上げましたように地方における推進協議会の場等を中心に強力に進めていく必要がございまして、私も関係のところを通じて鋭意努力を進めてまいりたいと思ひますが、今後とも御指摘のよう

に進めてまいりたいと思ひます。第二は、分離分割発注を積極的に進めたいと思ひます。これは非常に中小企業に対して意味がございまして、国の方でも地方の方でも、これはできるだけ努めております。これもその方針で進めたいと思ひます。随意契約の範囲の拡大ということ等がございまして、これらにつきましては、現行制度の中で物品等の購入につ

てはできるだけその方針を進めてまいりたいと思ひます。御趣旨よくわかりましたし、この要望書も私どもの方に出ておりますので、今後ともこの方向を進めてまいりたいと思ひます。

○小林(政)委員 官公需地方推進協議会を通じて今後指導の徹底を図っていくというような御答弁でございますけれども、五十五年度組合の受注のなかったもの、ゼロであったものが三二%も占めているという現実でございます。単なる指導ということだけではなかなかうまくいかないのではないだろうか、私はこういうふうに思いますけれども、こういう点については具体的な中身についてお伺いをいたしたいと思ひます。

一つは、官公需の適格組合の半数以上は建設及び建設関係の組合ということになっております。したがって、これは大蔵省ですか、お見えいただいていると思うのですけれども、予算決算及び会計令の九十九条で、会計法二十九条の第三項の規定による九十九条十八号で定められております随意契約というものは、建設関係では現在これは認められていないということでございますけれども、これに対して九十九条二号の「予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をせんとす」といふ二百五十万円以下でしか現在適用されていない、こういうのが実態だと思います。私は、組合が強く要望をいたしております九十九条十八号に含めてほしいと言っている内容を、ぜひ今後の中で検討してもらいたいと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○兵藤説明員 お答え申し上げます。国の契約方式の基本は、申すまでもなく先生御承知のとおりでございますけれども、広く競争を行ひまして、最も経済的に有利な相手方を選定していくという一般競争契約方式が基本でございます。随意契約の場合におきましては、競争を行わずに相手方を適宜決めていく方式でございますので、契約金額が少額の場合、それから後は特定の場面に認めるといふふうに限定いたしておるとこ

ろでございます。御指摘の事業協同組合の場合におきましては、先ほど先生が読み上げられたとおり、直接に物件を買入れる場合について随契約を認めておりますけれども、これは予決令の九十九条の各号を通過していただきますとわかるのでございますが、多くの場合は、国の物件を売り払ったり貸し付けたるときで、国有財産なんかを公共用、公益用に使う必要がある、そういうときに地方団体や公益法人に、その使用目的で売ったり貸し付けたるときに多く認められておりますが、支出原因契約の方では随契約の範囲が限られております。

それから、ほかの組合、農協等と、もともとは事業協同組合も農業協同組合も一緒に規定してあります。それを分割したわけでございますけれども、範囲を広げないということがございますので、そういった随契約が本来の会計制度の面からいくと一番例外性の強いところに位置しておりますので、いろいろなバランス上から拡大はなかなかやりにくい、いかなるものかというふうに私は考へておるわけでございます。

中小企業の受注機会の拡大については、いろいろと中小規模に限りまして制限つきに競争していただくとかいうようなことで、何とか中小企業者の組合の場におきまして、受注機会の増大に対処していくことが可能ではなからうかと思っております。またそういう活用の道を何とか開いていく方向でお願いできたらというふうに考へております。次第でございます。

○小林(政)委員 確かに競争契約ということが一つの筋であるとは思ひます。また中小企業に対しては、ランクづけで、地元業者に対してはランク上げるというようにもやられております。しかし私は、官公需適格組合の建設業の実情等については、その実態に即して、その範囲をこの際拡大をしたらどうかと思ひます。なぜかと申しますと、御承知のとおりいま建設業の倒産というのは深刻なんですね。実際問題として中小企業の倒産を見ますと、一九八一年一年間で一万七千六百

十件の倒産のうち、これは全体の数字ですけれども、建設業は五千三百三十四件で三〇・三%を占めているのです。七九年、八〇年でも約三〇%が建設業の倒産と言われている。深刻な中小建設業に対して随意契約の枠を拡大する道をふやすことがどうしても必要ではないだろうか。ことしの官公需の方針を決めるに当たって、ぜひひとつ検討をしようわけにはいかないかということ、時間を関係でその点と、それからさらにもう一点だけ伺いをいたしておきます。

それは中小企業庁長官あるいはまた政務次官お見えですから、政務次官にお伺いしたいと思えますけれども、この十年間の中小企業への官公需の発注の割合を見ますと、昭和四十六年には二五%であったものが、六年後の五十一年度には三四%と九%その間伸びているわけです。ところがこれに対して、五十一年度から五十六年度の最近の六年間をとってみますと、三四%から三六・八%とわずかに二・八%しか伸びておりません。むしろ伸び率が非常に速度が落ちてきているというところをこのことは物語っていると思えます。やはり中小企業への発注を増大させるため、官公需適格組合に対する随契約の枠の拡大ということには必要であろうと私は思いますが、また中小企業の指定品目の拡大など積極的な契約の目標を定めて、ことしの契約の方針に反映をさせていくことはきわめて重要ではないか、このように考えております。この間の商工委員会でもいわゆる公共事業の前倒しということが言われておりますときだけに、この時期も、官公需の発注についても急いでやる必要があるのではないか、このようなことも質問いたしましたところが、安倍通産大臣も、その点は十分考えてまいりたいというようなことも言っておられました。具体的にそれらの点を踏まえて、今後さらに比重を伸ばし、積極的な目標を定め拡大をしていく、また時期も早めていくというような点について、現在どのような考えをお持ちなのか、お伺いをいたしたいと思います。

○原田(界)政府委員 中小企業の倒産が非常にふえておるといことも事実でございますし、また景気低迷によって中小企業がそれだけ非常に大きな影響を受けておるといことも事実であります。そこで、中小企業の前倒しというところは官公需を大いに受注したいということでございますから、われわれとしても、今年度の目標策定に際しましては、ぜひとも昨年よりはより一層拡充した目標を定めた、さらに策定期間も、公共事業の前倒しという事態もございまして、ぜひとも例年よりは早目にひとつ策定したい、こういうように考えております。

○勝谷政府委員 第一の問題でございますが、先生御指摘のとおり、事業協同組合につきましても、予決令上随意契約を行うことができません。物件の購入に限られております。工事等の発注も対象となりますれば、中小企業の官公需の受注機会が増大するということは、私も考えておられることだと思っておりますが、ただいま大蔵省の方からも御説明がありましたような法令上の種々の問題点もございまして、一方で現在建設省におきまして公共工事の発注問題につきましても、中央建設審議会で検討を進めていると承知しております。その審議結果も見きわめた上で、公共工事における随意契約方式の活用について検討することが必要ではないかというように考えるわけでございまして、この審議結果と、先ほど来の大蔵省の予決令上の、法令上の考え方等々もあわせて今後検討する必要があると考えておりますので、いま直ちに、前向きにこれを処理しますということが申し上げられない段階にあることを御認識賜りたいと思っております。

○小林(政)委員 政務次官からも、さらに拡大の方向をとっていききたい、それからまたたたいの御答弁によっても、ますますはなかなかならずかしい面はあるけれども、建設省といろいろと打ち合わせをしながら随意契約についての枠を拡大していく方向も、検討とはおっしゃらなかったけれども、しかし何とかこれをもつていききたいというよ

うな意味の御答弁があったと思いますので、私はこれらの点から考えて、倒産が続いている建設業界に対して、零細な業者に対して、仕事の確保と同時に安心して仕事を続けていくことができるような、協同組合を発展させていくという方向でもつて努力してもらいたい、このことを強く要望いたしまして、私の質問を終わります。

○渡部委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十四分散会

深海底鉱業暫定措置法案

深海底鉱業暫定措置法

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 深海底鉱業(第四条—第二十六条)

第三章 損害の賠償(第二十七条—第二十八条)

第四章 深海底鉱業国(第二十九条—第三十二条)

第五章 雑則(第三十三条—第四十三条)

第六章 罰則(第四十四条—第四十八条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、最近における新しい海洋秩序への国際社会の急速な歩みその他の深海底鉱業を取り巻く国際環境の著しい変化等に対応し、深海底鉱物資源を合理的に開発することによつて公共の福祉の増進に寄与するため、深海底鉱業の事業活動の調整等に関し必要な暫定措置を定めるものとする。

2 この法律のいかなる規定も、深海底を我が国の主権又は管轄権の下に置くこととするものではなく、また、公海を行使する他国の利益を害するものではない。

(定義)

第二条 この法律において「深海底鉱物資源」とは、銅鉱、マンガン鉱、ニッケル鉱又はコバル

ト鉱のうちの一種又は二種以上の鉱物を含む塊状の鉱石をいう。

2 この法律において「深海底鉱業」とは、深海底(公海の海底及びその下(鉱物資源の探査又は採鉱に關し其の国の管轄権の下にも置かれていない部分に限る)のうち、深海底鉱物資源が存在し、又は存在する可能性がある区域であつて通商産業省令で定める区域の海底及びその下をいう)における探査及び採鉱の事業(これに附屬する選鉱、製錬その他の事業(以下「附屬事業」という)を含む)をいう。

3 この法律において「探査」とは、深海底鉱物資源の探査(専ら深海底鉱物資源の存在状況の概要を調査するためのものであつて通商産業省令で定める方法によつて行うものを除く)をすることをいう。

4 この法律において「採鉱」とは、深海底鉱物資源の採掘をすること(これと併せて探査を行うことを含む)をいう。

(行為の効力の承継)

第三条 この法律の規定によつてした手続その他の行為は、第四条第一項の許可の申請をした者(以下「申請人」という)又は関係人の承継人に対しても、その効力を有する。

第二章 深海底鉱業

(深海底鉱業の許可)

第四条 深海底鉱業を行うとする者は、探査又は採鉱を行う区域を定めて、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、探査の事業及び採鉱の事業の区分により行う。

(許可の申請)

第五条 前条第一項の許可を受けようとする者は、通商産業省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

二 深海底鉱業を行う期間

三 探査又は採鉱を行う区域の位置

四 探査又は採鉱を行う区域の面積

2 前項の申請書には、探査又は採鉱を行う区域の図面、事業計画書その他通商産業省令で定める書類を添付しなければならない。

(共同申請)

第六条 二人以上共同して第四条第一項の許可の申請をした者(以下「共同申請人」という。)は、通商産業省令で定めるところにより、そのうちの一人を代表者と定め、これを通商産業大臣に届け出なければならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定による届出がないときは、代表者を指定する。

3 代表者の変更は、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣に届け出なければ、その効力を生じない。

4 代表者は、国に対して、共同申請人を代表する。

5 共同申請人は、組合契約をしたものとみなす。

(申請の区域の変更等)

第七条 申請人は、第三十一条の規定による通知を受けたときは、当該申請の区域のうちその重複する部分について重複を解消するための調整のため必要な範囲内において、第五条第一項第三号及び第四号の事項の変更を申請することができる。

第八条 通商産業大臣は、第三十一条の規定による通知をしたときは、当該申請人に対し、当該申請の区域のうちその重複する部分について重複を解消するための調整のため、その重複する部分を申請している者と協議すべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定による勧告をしたときは、遅滞なく、その旨を外務大臣に通知するものとする。

第九条 通商産業大臣は、前条第一項の規定による勧告をした場合において、当該申請人の申請

の区域の位置形状を変更しなければならないその重複する部分について重複を解消するための調整ができないことが明らかになったときは、当該申請人に対し、第五条第一項第三号及び第四号の事項の変更を申請すべきことを命ずることができる。

(申請人の名義の変更)

第十条 申請人の名義は、変更することができる。

2 申請人の名義の変更は、相続その他の一般承継又は死亡による共同申請人の脱退の場合を除き、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣に届け出なければ、その効力を生じない。

3 相続その他の一般承継又は死亡による共同申請人の脱退により申請人の名義の変更があつたときは、通商産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(欠格事項)

第十一条 次の各号の一に該当する者は、第四条第一項の許可を受けることができない。

一 日本国の国民又は法人でない者

二 この法律又は第三十九条において準用する鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

三 第二十条第一項の規定により第四条第一項の許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

四 法人であつて、その業務を行う役員のうちに第二号又は前号に該当する者があるもの

(許可の基準)

第十二条 通商産業大臣は、第四条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 申請の区域が第四条第一項の許可を受けた他人の区域又は第二十九条第一項の規定によ

る指定をした場合にあつては当該指定をした国による深海底鉱物資源の開発の事業の許可を受けた他人の区域と重複しないこと。

二 探査又は採鉱を行う区域の面積及び深海底鉱業を行う期間並びに採鉱の事業の許可の申請にあつては採鉱に着手する時期が、通商産業省令で定める基準に適合していること。

三 深海底鉱業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

四 前三号に掲げるもののほか、深海底鉱物資源の合理的かつ円滑な開発が適切に行われるものであること。

2 通商産業大臣は、第三十一条の規定による通知をした場合においては、当該申請の区域のうちその重複する部分について重複を解消するための調整がされた後でなければ、当該申請の区域について第四条第一項の許可をしてはならない。ただし、当該申請の区域のうち重複しない部分については、当該申請人から申出があつたときは、この限りでない。

(許可証)

第十三条 通商産業大臣は、第四条第一項の許可をしたときは、許可証を交付する。

2 許可証には、次の事項を記載しなければならない。

一 事業の区分

二 許可の年月日及び許可の番号

三 氏名又は名称及び住所

四 深海底鉱業を行う期間

五 探査又は採鉱を行う区域(以下「深海底鉱区」という。)の位置

六 深海底鉱区等の面積

(深海底鉱区等の変更)

第十四条 第四条第一項の許可を受けた者(以下「深海底鉱業者」という。)は、前条第二項第四号から第六号までの事項を変更しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2 第五条第二項及び第十二条の規定は前項の許

可に、第七条から第九条までの規定は前条第二項第五号及び第六号の事項に係る前項の許可に準用する。

(氏名等の変更)

第十五条 深海底鉱業者は、第十三条第二項第三号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(共同深海底鉱業者)

第十六条 共同して第四条第一項の許可を受けた者(以下「共同深海底鉱業者」という。)は、通商産業省令で定めるところにより、そのうちの一人を代表者と定め、これを通商産業大臣に届け出なければならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定による届出がないときは、代表者を指定する。

3 代表者の変更は、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣に届け出なければ、その効力を生じない。

4 代表者は、国に対して、共同深海底鉱業者を代表する。

5 共同深海底鉱業者は、組合契約をしたものとみなす。

(採鉱申請命令)

第十七条 通商産業大臣は、第四条第一項の規定による探査の事業の許可を受けた深海底鉱業者に対し、当該許可を受けた深海底鉱区における深海底鉱物資源の存在が明らかであると認められ、かつ、採鉱に関する技術の開発の状況及び深海底鉱物資源の鉱量、品位等にかんがみ、その深海底鉱区について採鉱の事業を行うことが適当であると認められるときは、三月以内に同項の規定による採鉱の事業の許可の申請をすべきことを命ずることができる。

(深海底鉱業の譲渡し及び譲受け並びに法人の合併)

第十八条 深海底鉱業の全部又は一部の譲渡し及び譲受けは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 深海底鉱業者たる法人の合併は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
3 第十一条及び第十二条第一項の規定は、前二項の認可に準用する。
(承継)

第十九条 一の深海底鉱区につき深海底鉱業の全部の譲渡があり、又は深海底鉱業者について相統若しくは合併があつたときは、当該深海底鉱業の全部を譲り受けた者又は相統人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、深海底鉱業者の地位を承継する。
2 前項の規定により深海底鉱業者の地位を承継した相統人は、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。
(許可の取消し等)

第二十条 通商産業大臣は、深海底鉱業者が次の各号の一に該当するときは、第四条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。
一 第十一条各号の一に該当するに至つたとき。
二 第十七条の規定による命令に従わないとき。
三 第二十二條の規定に違反して深海底鉱業を行つたとき。
四 第二十三條第一項若しくは第二項の期限までに深海底鉱業に着手しないとき、又は同条第三項の規定に違反して深海底鉱業を休止したとき。
五 第二十四條第二項の規定に違反して深海底鉱業を行つたとき。
六 第二十五條第二項の規定による命令に従わないとき。
七 第三十三條第一項の条件に違反したとき。
八 第三十九條において準用する鉱山保安法第二十二條第二項、第二十四條又は第二十四條の二第一項の規定による命令に従わないとき。
九 不正の手段により第四条第一項又は第十四

条第一項の許可を受けたとき。
2 通商産業大臣は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その理由を記載した文書を当該深海底鉱業者に送付しなければならない。
(深海底鉱業の廃止)

第二十一条 深海底鉱業者は、その事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。
(事業の実施)

第二十二条 深海底鉱業者は、第四条第一項又は第十四條第一項の許可を受けたところによるのでなければ、その事業を行つてはならない。
第二十三条 深海底鉱業者は、第四条第一項の許可を受けた日から六月以内にその事業に着手しなければならない。

2 通商産業大臣は、深海底鉱業者の申請により、やむを得ない事由により前項の期限までにその事業に着手することができないと認めるときは、その期限を延長することができる。
3 深海底鉱業者は、引き続き六月以上その事業を休止してはならない。ただし、やむを得ない事由により引き続き六月以上その事業を休止する場合において、期間を定めて通商産業大臣の認可を受けたときは、この限りでない。
(施業案)

第二十四条 深海底鉱業者は、その事業に着手する前に、通商産業省令で定めるところにより、施業案を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。
2 深海底鉱業者は、前項の認可を受けた施業案によるのでなければ、その事業を行つてはならない。
(施業案の変更)

第二十五条 通商産業大臣は、深海底鉱業者の施業案を変更しなければ深海底鉱区における深海底鉱物資源の合理的な開発ができないと認めるときは、深海底鉱業者に対し、施業案を変更す

べきことを勧告することができる。
2 通商産業大臣は、深海底鉱業者が前項の規定による勧告を受けた日から六十日以内に施業案を変更しないときは、施業案の変更を命ずることができる。
(許可についての現状等の公開)

第二十六条 通商産業大臣は、第四条第一項又は第十四條第一項の許可の申請等に資するため、深海底鉱業に關しこれらの規定によりした許可についての現状その他必要な事項を記載した書面を作成し、公衆の閲覧に供しなければならない。
第三章 損害の賠償

(賠償義務)
第二十七条 日本国内において深海底鉱業を行うことに伴う廃水の放流、捨石若しくは鉱さいのたれ積又は鉱煙の排出によつて他人に損害を与えたときは、損害の発生の際における当該深海底鉱業者(損害の発生の際に第四條第一項の許可が失効しているときは、その失効の時における当該深海底鉱業者)が、その損害を賠償する責めに任ずる。

2 前項の規定により損害を賠償する責めに任ずる深海底鉱業者が損害の発生後に深海底鉱業の全部を譲り渡したときは、深海底鉱業の全部を譲り受けた者は、同項の規定により損害を賠償する責めに任ずる深海底鉱業者と連帯して損害を賠償する義務を負う。
3 前二項の規定による賠償については、共同深海底鉱業者の義務は、連帯とする。

4 第二項に規定する場合において、深海底鉱業の全部を譲り受けた者が賠償の義務を履行したときは、第一項の規定により損害を賠償する責めに任ずる深海底鉱業者に対し、償還を請求することができる。
5 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第百十一条及び第百十三條から第百十六條までの規定は、日本国内において深海底鉱業を行うことに伴う廃水の放流、捨石若しくは鉱さいの

たい積又は鉱煙の排出による損害の賠償に準用する。
(和解の仲介)
第二十八条 鉱業法第二百二十二條から第二百五條までの規定は、深海底鉱業を行うことにより生ずる損害の賠償に關する紛争に係る和解の仲介に準用する。この場合において、同法第二百二十二條、第二百二十三條第一項及び第二百二十四條第一項中「通商産業局長」とあるのは、「通商産業大臣」と読み替へるものとする。
第四章 深海底鉱業国
(指定)

第二十九条 通商産業大臣は、深海底鉱物資源の合理的かつ円滑な開発に資するため、その国民又は法人が深海底鉱物資源の開発の事業を行う国であつて、当該事業に關しこの法律と著しく異なる方法による規制をしている国を深海底鉱業国として指定することができる。
2 通商産業大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、外務大臣に協議しなければならない。
(確認及び調査)

第三十条 通商産業大臣は、第四条第一項又は第十四條第一項の規定による許可の申請があつたときは、前条第一項の規定により深海底鉱業国として指定した国(以下「深海底鉱業国」という。)につき次の各号に掲げる事項についてその事実を確認するものとする。
一 深海底鉱業国に対する深海底鉱物資源の開発の事業の許可の申請又は変更の許可の申請
二 深海底鉱業国がした深海底鉱物資源の開発の事業の許可若しくは変更の許可又はその失効

効
2 外務大臣は、前項の規定により通商産業大臣が確認をするに当たつては、深海底鉱業国につき同項各号に掲げる事項について必要な調査を行うものとする。
(通知)
第三十一条 通商産業大臣は、前条第一項の規定

により同項第一号に掲げる事項についてその事実を確認した場合において、第四條第一項又は第十四條第一項の許可の申請の区域が深海底鉱業国に対する深海底鉱物資源の開発の事業の許可の申請又は変更の許可の申請の区域の全部又は一部と重複するときは、当該第四條第一項又は第十四條第一項の許可の申請をした者に対し、次の事項を通知しなければならない。

- 一 当該第四條第一項又は第十四條第一項の許可の申請をした者の申請の区域のうちその重複する部分の範囲
- 二 その重複する部分を申請している者の国籍、氏名又は名称及び住所
- 三 その他その重複を解消するための調整に必要な事項

(指定の取消し)

第三十二條 通商産業大臣は、深海底鉱業国が第二十九條第一項の規定による指定の要件に該当しなくなつたと認めるときは、同項の指定を取り消すことができる。

2 第二十九條第二項の規定は、前項の規定による指定の取消しに準用する。

第五章 雑則

(許可等の条件)

第三十三條 許可又は認可には、条件を付し、及びこれを變更することができる。

2 前項の条件は、この法律の円滑な実施を図り、又は許可若しくは認可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可又は認可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(手数料)

第三十四條 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手料を納付しなければならない。

- 一 第四條第一項の許可の申請をする者
- 二 第十條第二項又は第三項の規定による届出をする者
- 三 第十四條第一項の許可の申請をする者

四 第十八條第一項又は第二項の認可の申請をする者

(報告及び検査)

第三十五條 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、深海底鉱業者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、深海底鉱業者の事業所若しくは事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(修正又は補充)

第三十六條 通商産業大臣は、第五條第一項の申請書若しくは同条第二項に規定する書類又は第十四條第一項の許可の申請に係る書類が完備していないときは、相当の期限を付してその修正又は補充を命ずることができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定による命令をした場合において、同項の規定により指定した期限までに修正又は補充が行われなかつたときは、当該申請を却下しなければならない。

(聴聞)

第三十七條 通商産業大臣は、第十七條、第二十条第一項第一号から第七号まで及び第九号並びに第二十五條第二項の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、相当の期間を置いて予告した上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について、証拠を提出し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第三十八條 この法律又はこの法律に基づく命令

の規定による処分についての異議申立てに対する決定は、前条の例により公開による聴聞をした後にしなければならない。

(鉱山保安法の準用)

第三十九條 深海底鉱業を行うことに伴う保安の確保については、鉱山保安法の規定を準用する。この場合において、同法の規定(第二條第一項、第七條、第二十二條第一項、第二十三條、第三十一條の二及び第四十八條第一項の規定を除く。)中「鉱業者」とあるのは「深海底鉱業暫定措置法第十四條第一項に規定する深海底鉱業者」と、「鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長」とあるのは「通商産業大臣」と、「通商産業大臣又は鉱山保安監督局長若しくは鉱山保安監督部長」とあるのは「通商産業大臣」と、「鉱区外又は租鉱区外」とあるのは「同法第十三條第二項第五号に規定する深海底鉱区外」と、同法第九條の二第二項中「鉱業権の移転があつたとき」とあるのは「深海底鉱業暫定措置法第十四條第一項に規定する深海底鉱業者の地位の承継があつたとき」と、同法第二十二條第二項中「施業案」とあるのは「深海底鉱業暫定措置法第二十四條第一項の規定による施業案」と、「通商産業局長と協議し、理由を示して」とあるのは「理由を示して」と、同法第二十四條の二第一項、第二十五條第一項及び第二十五條の二第一項中「命ずることができる」とあるのは「命ずることができる」と、同法第二十六條第一項中「鉱業権が消滅した」とあるのは「深海底鉱業暫定措置法第四條第一項の許可が効力を失つた」と、同法第二十九條中「鉱業事務所」とあるのは「省令で定める場所」と、第四十六條第二項中「地方協議会」とあるのは「中央協議会」と、同条第三項中「中央協議会及び地方協議会」とあるのは「中央協議会」と読み替へるものとする。

(適用除外)

第四十條 この法律の規定は、深海底鉱業国によ

る深海底鉱物資源の開発の事業の許可を受けた外国の国民又は法人(以下「外国深海底鉱業者」という。)との間において通商産業省令で定める結合関係にある日本国の国民又は法人であつて、当該外国深海底鉱業者との間の関係につき通商産業大臣の認定を受けたものが、当該外国深海底鉱業者が受けた当該深海底鉱業国による許可によつて、深海底鉱業を行う場合については、適用しない。

(経過措置)

第四十一條 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(政令への委任)

第四十二條 この法律に定めるもののほか、深海底鉱業に関連する事項に関する法令の適用に関する技術的統替えについては、政令で必要な規定を設けることができる。

(条約の効力)

第四十三條 この法律に規定している事項について条約に別段の定めがあるときは、その規定による。

第六章 罰則

第四十四條 次の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第四條第一項の規定による許可を受けないで深海底鉱業を行つた者
- 二 第二十二條の規定に違反して深海底鉱業を行つた者
- 三 詐欺その他不正の行為により第四條第一項又は第十四條第一項の許可を受けた者

2 過失により深海底鉱区外において深海底鉱業(附属事業を除く。)を行つた者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十五條 前条第一項第一号の犯罪に係る深海

底鉱物資源について、情を知つてこれを運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分の媒介若しくはあつせんをした者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十六条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第二十条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

二 第二十四条第二項の規定に違反して深海底鉱業を行つた者

三 第二十五条第二項の規定による命令に違反した者

第四十七条 第三十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、十万円以下の罰金に処する。

第四十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十四条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行の際現に深海底鉱業を行っている者又はその承継人は、この法律の施行の日から一年間は、第四条第一項の許可を受けないで、その深海底鉱業を行うことができる。その者がその期間内に同項の許可の申請をした場合において、当該申請について許可若しくは不許可又は却下の処分があるまでの間も、当該申請の区域について、同様とする。

理由

最近における新しい海洋秩序への国際社会の急速な歩みその他の深海底鉱業を取り巻く国際環境

の著しい変化等に対応し、深海底鉱物資源を合理的に開発することによつて公共の福祉の増進に寄与するため、深海底鉱業の事業活動の調整等に関する暫定措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

商工委員会議録第十五号中正誤

へし段行 誤

三 三 末へ 不当行為の立認 不当行為の立証

